

# 神流町国土強靱化地域計画

令和3年3月

神 流 町

---

# 目次

はじめに .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画期間 .....	2
<b>第1章 強靱化の基本的な考え方.....</b>	<b>3</b>
1. 目指すべき将来の地域の姿 .....	3
2. 基本目標 .....	3
3. 基本的な方針.....	4
<b>第2章 脆弱性評価.....</b>	<b>5</b>
1. 評価の枠組み及び手順 .....	5
2. 評価結果 .....	10
<b>第3章 強靱化の推進方針.....</b>	<b>11</b>
1. 強靱化を図るにあたっての施策の整理 .....	11
2. 施策における脆弱性評価及び強靱化推進方策.....	12
3. 施策の重点化.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
<b>第4章 計画の推進.....</b>	<b>49</b>
1. 他の計画等の見直し .....	49
2. 施策の推進と進行管理 .....	49
<b>資料編.....</b>	<b>50</b>
資料1 神流町で想定される災害.....	51
資料2 マトリクス（「起きてはならない最悪の事態」と施策との対応表） .....	57
資料3 「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性評価 .....	63

---

# はじめに

## 1. 計画策定の趣旨

我が国は、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大地震等の発生に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要となります。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。）が策定されました。そして、基本法が公布・施行されて5年後の平成30年12月、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が見直されました。

また、群馬県においては、国土強靱化基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年3月に策定したところです。

このような中、本町においても、基本法に基づき、国の基本計画や県地域計画との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本町の強靱化を推進するための「神流町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）を策定することとしました。

本計画を強靱化に関する指針として活用し、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進していく所存です。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、国土強靱化に関して、神流町地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとして、本町の基本方針である「第2次神流町総合計画」とも整合・調和を図りながら策定するものです。

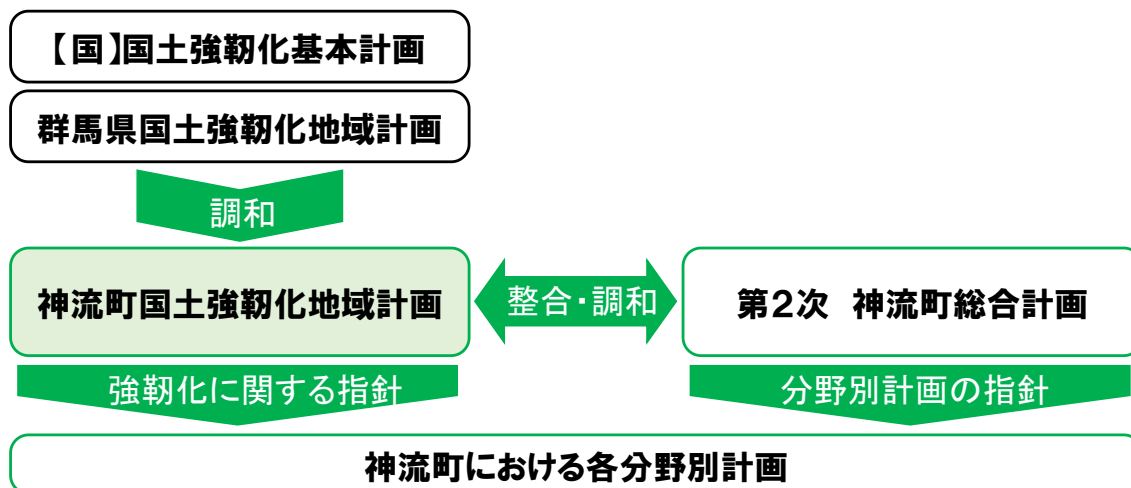


図 1 計画の位置付け

## 3. 計画期間

令和3年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

# 第1章 強靱化の基本的な考え方

## 1. 目指すべき将来の地域の姿

策定の趣旨を踏まえると主に、町総合計画との整合・調和を鑑み、目指すべき将来の地域の姿を次のとおり設定します。

### 小さな町の底力！町民主役のまちづくり

神流町の目指すべき将来像（第2次神流町総合計画）より

第2次神流町総合計画では、神流町の特徴であり最大の財産は、恵まれた自然環境と町に住まう人々であること、そのうえで、町の将来に求められるものは、恵まれた自然環境を未来にわたり保全しつつ、町民一人ひとりが、まちづくりの様々なストーリーを考え、「神流の魅力」を探り、語り合いながら「地域や町」の思いを高めた街づくりを進めること、としています。

神流町における強靱化を図るうえでも、町の自然環境がもたらす恵みを楽しみつつ、ときに起こり得る「災い」をやり過ごす強靱な町づくり、人づくりを目指すことにおいて、総合計画に示される「目指すべき将来の地域の姿」と合致するものと考えます。

したがって、「神流町国土強靱化地域計画」においても、総合計画に示される目指すべき将来の地域の姿を踏襲することとします。

## 2. 基本目標

国の基本計画、県地域計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- 4 迅速な復旧・復興が遂げられる

### 3. 基本的な方針

本町の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

町の実施に当たっては、国や県、民間の実施と連携して、総合的に推進することとします。

#### (1) 取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ① 人口の減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、国や県の施策や民間資金の積極的な活用を図ること。
- ④ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

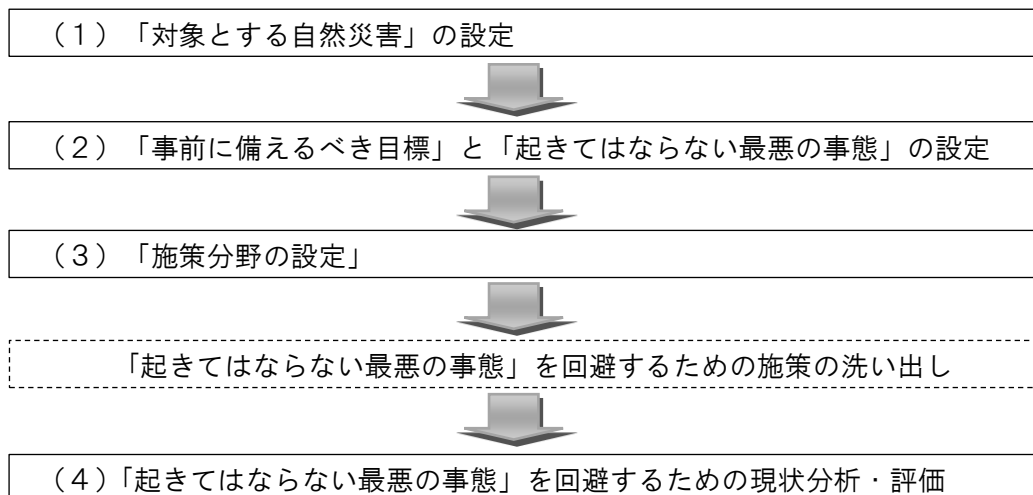
## 第2章 脆弱性評価

### 1. 評価の枠組み及び手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、神流町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国・県が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

#### 【脆弱性評価の手順】



## (1) 「対象とする自然災害」の設定

大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画・県の地域計画に準じ、また、想定される災害や過去の災害履歴等からみた本町の自然特性に鑑み、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

なお、本町での個々の災害想定や過去の災害記録については、資料編の資料1を参照してください。

表 1 本計画で想定する大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度6弱を想定。建物被害、家財、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による洪水・土砂災害	大規模水害	記録的な大雨等による水害を想定。例えば、洪水に伴う河岸侵食等による人的・物的被害等が発生。
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
火山噴火（降灰とそれによる土石流の発生等）		浅間山の大规模噴火を想定。火山灰が降り積もり、その後の降雨等により土石流などによる人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
林野火災		落雷等を原因とした火災が林野で発生し、乾燥や強風等により延焼、人的・物的被害等が発生



## (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画及び県地域計画を参考に、本町の自然特性、社会特性を踏まえ、本町の強靭化を推進するにあたって必要な事項として、次の9つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

表 2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、林野火災による多数の死傷者の発生
		1-2	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	土砂災害（深層崩壊）や大規模な火山噴火で降り積もった火山灰の土石流等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（豪雪に伴う被害の拡大）
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-7	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-4	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		8-5	後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

### (3) 「施策分野」

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえるとともに、本町の総合計画との整合を図るうえで、本町における強靱化を図るうえでの施策分野を次の6つに設定しました。

**表 3 強靱化を図るうえでの施策分野**

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 生活（消防・安全、治山・治水、保健・医療・福祉）</li><li>2. 産業（農振漁業、商工業、雇用、観光）</li><li>3. 環境（環境保全、生活環境、土地利用、道路）</li><li>4. 人づくり（教育、生涯学習・スポーツ、青少年の健全育成、歴史・文化）</li><li>5. 交流（交流、I・Uターン、定住促進）</li><li>6. 自立・協働（地域コミュニティ、住民参加、行財政運営、男女共同参画）</li></ol> |
|--|

### (4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(2) で設定した32の起きてはならない最悪の事態ごとに、強靱化を推進するにあたっての個別の施策を対応表（マトリクス）に整理しました（資料編を参照）

マトリクスの整理に際しては、強靱化を推進するにあたっての個別の施策と関連する本町の総合計画に示される施策を併せて整理しました。

このマトリクスをもとに、本町における現状の脆弱性を評価しました。評価の結果は、次の「2.評価結果」に示します。

## 2. 評価結果

評価結果のポイントは次のとおりです。なお、「起きてはならない最悪の事態」に対応する脆弱性評価の結果は資料編にまとめましたので、そちらを参照してください。

### ① ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既の実施されているものが多くありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災など、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

### ② 自助・共助の更なる充実が必要

人口の減少や人口構成の変化が見込まれる中で、個々の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化などの町民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備など、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

### ③ 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、本町のみならず、国や県、民間事業者など多岐にわたります。本町の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要があります。

### ④ 防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりが必要

本町では人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域経済や行財政基盤、地域コミュニティの維持、子どもの健全育成への影響などが想定され、それに伴い防災・減災に係る脆弱性も増すものと考えられます。そのため本町では、農業・林業の振興、従事者の確保と育成、地域産業の振興、移住者の定住促進を進めるほか、地域コミュニティの強化、福祉対策にも取り組んでおります。こうした地域成長に関わる施策と併せて防災・減災対策を行い、地域の活力向上と地域の強靱化の両輪で施策に取り組む必要があります。

## 第3章 強靱化の推進方針

### 1. 強靱化を図るにあたっての施策の整理

前章での脆弱性評価をふまえ、強靱化を図るにあたっての施策を以下のとおりに集約、整理しました。これに基づき、各施策に対する脆弱性を評価するとともに、強靱化の推進方針を整理します。

表 4 強靱化を図るにあたって整理した27施策

No.	施策
1	公共施設・住宅等の建築物の耐震化
2	空き家対策
3	市街地の整備
4	緊急輸送道路等の確保
5	避難誘導體制の整備
6	防災情報の精度向上及び迅速な提供
7	要配慮者への支援
8	早期の復旧・復興
9	地域防災力の向上
10	広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実
11	治山治水施設の整備・機能保全
12	災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保
13	災害対応力の強化
14	食料・物資等の供給
15	水道施設の耐震化・老朽化対策
16	人的支援の受入れ体制の整備
17	医療体制の強化
18	感染症対策
19	行政における業務継続のための体制整備
20	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
21	農業・林業の振興及び従事者の確保と育成
22	事業者への金融支援
23	エネルギーの供給体制の整備
24	風評被害の防止に向けた性格な情報発信
25	地域コミュニティの強化
26	地籍調査の推進
27	地域産業の振興と移住者の定住の促進

## 2. 施策における脆弱性評価及び強靱化推進方策

表 4で整理した施策ごとに、現状における脆弱性の評価、及び強靱化にあたっての推進方策をまとめました。施策をまとめるにあたっては、並列の位置づけである総合計画に示される施策のうち、関連性が高いものを併せて掲載しました。

なお、各施策の取り組みにおける関連事業については別に定め、定期的に整理・把握することで、施策の推進を図るものとします。

※表中の【総合計画】に示す施策の番号は、「第3編 基本計画」に掲載される「章-節-施策の番号」と対応しています。(p.47の「(参考)「第2次 神流町総合計画／第3編 基本計画」に掲載されている施策の一覧」をご参考ください。)

No.1	公共施設・住宅等の建築物の耐震化
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■公共施設における耐震化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町には、平成16年度にそれぞれ統合された町立の小・中学校が各1校ずつ設置されている。小学校は昭和46年、中学校は平成3年に建設されたが、小学校については、老朽化や耐力度不足などにより、平成24年7月に新校舎を建設したところである。今後、小・中学校及び保育所に昼食を供給する給食センターや小学校体育館についても、老朽化などから立て替えや改修の必要性がある。</li> <li>・本町の公共施設は、昭和62年から平成3年を中心に整備されてきたところであるが、今後20年のうちに更新時期をむかえる施設もあり、少子高齢化の進行に鑑みて公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要である。</li> </ul> <p>■住宅等その他施設の耐震化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町では昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規程に適合しない住宅等の建築物も散見される。また、本町では54戸の町営住宅を整備してきたところであるが、老朽化を見据えた維持管理が必要である。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①公共施設の耐震化・安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率及び効用が高い施設、指定避難所など、防災上の拠点を担う施設においては、施設利用者が安心・安全に活用できるよう、早急に耐震診断を行うとともに、必要に応じた耐震化を行う。</li> <li>・また、施設の老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</li> <li>・利用率及び効用が見込まれない施設は、点検・診断や耐震化等をふまえ、議会や町民と十分調整したうえで、統合や廃止を検討する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4-3-2.生涯スポーツ施設の充実</li> </ul>	
<p>②住宅等その他施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導する。</li> <li>・老朽化が進んでいる町営住宅については、適切な改善・維持補修に努めるほか、新設、補修にあたっては、U・I・Jターン希望の若者など、新たなニーズに対応した住宅の供給を目指す。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-4-2.住宅環境の整備</li> </ul>	
K P I（重要業績指標）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅の入居希望への対応 →100%（H31年度）</li> </ul>	

<b>No.2</b>	<b>空き家対策</b>
所管部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■ 空き家対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の集落は、神流川やその支川沿いの狭い平坦地に点在し、人口の減少に伴い、各集落における空き家の増加が見受けられる。このような空き家の一部は、本町の景観や快適な住環境を損なうことに加え、地震時の倒壊による道路閉塞や通行人の被災、火災・延焼の要因となるおそれがあることから、地域や空き家所有者の協力のもと、有効利用や解体などの必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>① 空き家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の把握と積極的な活用を推進し、改修などの支援を検討する。</li> <li>・ 空き家の把握と「空き家バンク」を通じた積極的な活用を促し、加えて、二地域居住（都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと）の希望者の受け入れ環境を構築する。（H28_2_人口ビジョン・総合戦略_基本目標2）</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-4-1.集落内住環境の整備</li> <li>・ 5-3-1.空き家等の有効活用</li> </ul>	
K P I（重要業績指標）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家バンク登録件数 3件(H25年度)→10件（H31年度）</li> </ul>	



<b>No.3</b>	<b>市街地の整備</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p><b>■ 住環境等の実態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の土地利用は、主に森林、農地、宅地、水面・河川に大別することができ、町の総面積の約9割を森林が占めている。住宅地は、神流川本支流沿いに点在しており、土砂災害警戒区域に係るところも多く、水害・土砂災害に係る防災・減災対策の推進が求められる。</li> <li>・ 本町の居住環境は、福祉などの生活基盤を中心とした定住環境を整備してきたほか、近年では、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信の整備により、都市部との生活における、地域間格差の解消を目指してきたところである。災害時に向け、そうした生活基盤を維持する対策、体制が必要である。</li> <li>・ 本町は山地により隔絶された地形であることから、モータリゼーション時代の今日、生活、文化、産業発展の基幹道路となる、国道462号及び国道299号が災害時において断絶される場合は、外部との交流が不可能となり、孤立化するおそれがある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①耐震化及び空き家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に大きな被害の発生が予想される老朽化した住宅に対する耐震化や空き家対策を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-4-1.集落内住環境の整備</li> <li>3-4-2.住宅環境の整備</li> <li>3-8-1.計画的・有効的な土地利用</li> <li>5-3-1.空き家等の有効活用</li> </ul>	
<p>②治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事業促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所への治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置を、地域住民とともに関係機関に対して働きかける。</li> <li>・ 森林が持つ治山・治水機能を増進し、災害を未然に防ぐための森林整備を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事情推進</li> </ul>	
<p>③情報・通信基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブルテレビ施設における各種機器の整備・更新を計画的に図る。なお、携帯電話などの受信感度が弱い地域にあつては、その解消に努める。</li> <li>・ 国が進める電子自治体に対応するため、便利な行政サービスを提供し、効率的で災害に強い電子自治体の実現に取り組む。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-5-1.情報通信基盤等の充実</li> <li>3-5-2.情報化社会への対応</li> <li>3-5-3.電子自治体への対応</li> </ul>	

<p>④道路交通網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の基幹道路である国道・県道の早期改良整備へ向けて、関係機関への要望を継続・強化する。</li> <li>・町道において、生活道路としての重要性、必要性を考慮し、重点的な整備や施設の充実を図る。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な補修工事を実施する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-4-1.集落内住環境の整備</li> <li>3-6-1.国道・県道の整備促進</li> <li>3-6-2.町道の整備と充実</li> </ul>
K P I（重要業績指標）
・ケーブルテレビ自主放送の視聴者 75%(H27年度)→10%増（H31年度）

<b>No.4</b>	<b>緊急輸送道路の確保</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■緊急輸送道路等の確保の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> <li>・また、本町の地理的条件から、近年では主要病院への救急患者の輸送においては、ドクターヘリを要請する機会が多くなっており、ヘリポートの管理とともに、ヘリポートへのアクセス道の機能向上、防災対策の推進を図る必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①道路交通網の整備（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の基幹道路である国道・県道の早期改良整備へ向けて、関係機関への要望を継続・強化する。</li> <li>・町道において、生活道路としての重要性、必要性を考慮し、重点的な整備や施設の充実を図る。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な補修工事を実施する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-4-1.集落内住環境の整備</li> <li>3-6-1.国道・県道の整備促進</li> <li>3-6-2.町道の整備と充実</li> </ul>	
<p>②ヘリポートの管理とアクセス道の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重病患者の輸送のため、ドクターヘリのランデブーポイントとなるヘリポートの管理とアクセス道の向上に努める。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-5-2.救急医療体制の強化</li> </ul>	

<b>No.5</b>	<b>避難誘導体制の整備</b>
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p><b>■避難誘導体制の整備の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定が、平成18・19年度になされ、土砂災害の危険区域が明示された。そのなかでは、過去に大きな災害の発生がないと思われる、小溪流、急傾斜地も含まれており、その対策が求められる。このことから、土砂災害警戒区域や河川の氾濫区域を町民に周知するとともに、自助・共助・公助が一体となった避難誘導体制等の減災対策を講じる必要がある。</li> <li>・また、新型コロナウイルス感染症など、感染症のまん延防止の観点から、避難所への避難者の集中を避けるために、町が指定する場所以外への避難（分散避難）の必要性を周知することが求められる。</li> <li>・町内には土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設も存在し、当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進していく必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①消防・防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間の消防力の低下を補うため、地域での自主防災組織の設置など、町民と連携した体制づくりを目指す。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-1-1.消防・防災体制の充実</p>	
<p>②防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全町における、火災・災害予防の啓発と地域における防災力の向上を目指した火災・防災訓練等を推進します。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-1-3.火災・防災予防の啓発</p>	
<p>③災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップの作成・配布等により、町内における災害リスクと避難のあり方、警戒レベルと避難情報及びそれに応じた取るべき行動について、町民等に対する周知徹底を図る。</li> <li>・その際、親戚・知人宅等、自らの避難先を自らで確保する分散避難の考え方についても周知を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-1-3.火災・防災予防の啓発</p>	
<p>④要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と訓練の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-7-1.地域福祉の推進</p>	

No.6	防災情報の精度向上及び迅速な提供
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■警戒レベルの新運用に応じた避難情報等の提供の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年12月に、内閣府における「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」より「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」が公表された。これを受けて、災害対策基本法の避難情報に係る条項が見直されるほか、令和3年の梅雨期までに、警戒レベルの運用及び避難情報等が変更になる見込みである。</li> <li>・これを受けて、本町としては、警戒レベルの新運用に応じた避難情報等の更新を図る必要がある。これに際しては、気象予警報や土砂災害警戒情報に加え、気象庁等から公表されている、警戒レベル相当の各種災害情報（土砂災害危険度分布図等）の活用をふまえ、的確な避難情報等の発令を心がける必要がある。</li> <li>・また、警戒レベルと避難情報、各種災害情報の活用、情報伝達等に関して、防災マップの配布等を通じて、町民に周知・啓発を図る必要がある。</li> </ul> <p>■情報伝達体制の整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において町民の迅速かつ適切な避難誘導を図るため、情報伝達体制及び情報伝達施設の整備を図る必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①避難情報発令に係る計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベルの新運用に応じた避難情報の更新を図るとともに、避難情報発令の判断に資する各種災害情報の活用について検討する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <p>1-1-1.消防・防災体制の充実</p>	
<p>②災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発の推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップの作成・配布等により、町内における災害リスクと避難のあり方、警戒レベルと避難情報及びそれに応じた取るべき行動について、町民等に対する周知徹底を図る。</li> <li>・その際、親戚・知人宅等、自らの避難先を自らで確保する分散避難の考え方についても周知を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <p>1-1-3.火災・防災予防の啓発</p>	
<p>③情報伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒レベルに応じた避難情報等を町民に確実に伝達するため、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、テレビデジタル放送（Lアラート）、ホームページなど、多様できめ細かな手段による情報伝達体制を整えるとともに、それに応じた情報・通信基盤の整備、維持管理と計画的な更新を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <p>3-5-1.情報通信基盤等の充実</p> <p>3-5-2.情報化社会への対応</p> <p>3-5-3.電子自治体への対応</p>	

No.7	要配慮者への支援
担当部署	総務課 保健福祉課
脆弱性評価	
<p>■要配慮者への支援体制整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む本町では、高齢化率が6割を超えており（2021.1.1現在）、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。</li> <li>・このため、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定、整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>■高齢者等の要配慮者支援における「自助」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、支援の人手が不足するなか、高齢者等の要配慮者への避難支援については、「支援する対象者を減らせないか」、「支援してくれる人を増やせないか」といった観点から取り組むしかない。このため、まずは要配慮者においても「自助」としてできる対応、すなわち「支援してくれる人」の確保（同居・別居に限らず自分の「家族」や「親戚・知人」、サービス事業者、ケアマネジャーの助言等、自らが日ごろ持っている資源や人脈、利用しているサービスの活用）を依頼することが重要であり、併せて、町や消防団、自主防災組織、民生児童委員等といった共助・公助による支援体制を整備していく必要がある。</li> </ul> <p>■要配慮者利用施設における避難確保計画策定とその実効性確保の必要性（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内には土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設も存在し、当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進していく必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①要配慮者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者などの災害時における避難対策や行動計画等策定のため、地域及び関係機関と連携・協力し、災害時要援護者台帳（マップ含む）のシステム整備に取り組む。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-7-4.要配慮者の把握</p>	
<p>②福祉避難所の整備及び施設のバリアフリー化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定を進める。</li> <li>・子どもから高齢者までの誰もが使いやすいものとなるよう、公共施設などのバリアフリー化、アクセシビリティ*などに取り組むとともに、全町あげて福祉意識の啓発に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】 1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化</p>	
<p>③要配慮者の交通・住環境の確保支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の生活支援のため、福祉バスや有償タクシーの運行の充実化を図るほか、高齢者の生活活動の援助など保健福祉サービスの充実を図る。また、医療を中心とした保健福祉・介護サービスを含む総合的複合施設や高齢者用集合住宅の建設について、地域のニーズを捉えながら計画的に推進する。</li> </ul>	

**【総合計画】**

- 1-9-2.在宅生活支援の推進
- 1-9-4.（高齢者福祉施設）施設整備

**④地域福祉推進体制の充実**

- ・地域社会福祉活動の中心である社会福祉協議会の活動を支援し、ボランティア団体の育成及び活動支援とネットワークの構築を進める。
- ・民生委員・児童委員の活動支援の強化とともに、町民、行政区等との連携を図り、地域ぐるみで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、連帯意識の高揚を図りながら、地域が一体となった福祉活動の育成・推進を目指す。

**【総合計画】**

- 1-7-1.地域福祉推進体制の充実

**⑤災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発の推進（再掲）**

- ・防災マップの作成・配布等により、町内における災害リスクと避難のあり方、警戒レベルと避難情報及びそれに応じた取るべき行動について、町民等に対する周知徹底を図る。
- ・その際、親戚・知人宅等、自らの避難先を自らで確保する分散避難の考え方、加えて、「自助」としてできる対応（支援者の確保）の検討の必要性について周知を図る。

**【総合計画】**

- 1-7-1.地域福祉推進体制の充実

**⑥要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と訓練の推進（再掲）**

- ・当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進する。

**【総合計画】**

- 1-7-1.地域福祉の推進



<b>No.8</b>	<b>早期の復旧・復興</b>
担当部署	総務課 保健福祉課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■被災宅地・建築物の応急危険度判定及び応急的な住宅確保体制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。</li> <li>・災害発生後、早期に応急的な住宅供給が図られるよう、仮設住宅を迅速かつ適切に共有できる体制を整備するとともに、町営住宅等による仮住まいが可能となるよう、維持・管理を行う必要がある。</li> </ul> <p>■農業関連施設の早期復旧に向けた体制整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害により、農地や水路、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備が必要である。</li> </ul> <p>■災害廃棄物の適正処理に係る体制整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。</li> </ul> <p>■復旧・復興にあたっての担い手確保の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の早期復旧・復興の実現にあたっては、建設等に関わる町内における担い手確保とその対策が必要である。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①応急的な住宅確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をするため、県の応急危険度判定士制度を活用するなどし、速やかな措置が行えるよう体制を整備する。</li> <li>・応急的な住宅供給にあたっては、町営住宅等の空き部屋の活用も考慮し、適切な改善・維持補修に努める。</li> <li>・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <p>1-1-1.消防・防災体制の充実</p> <p>②地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地、農業用施設の維持・保全）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地周りや水路の草刈り・泥上げの農地維持活動、水路やため池等の軽微補修、水路の更新やため池の浚せつ等の長寿命化対策を通し、地域資源の保全活動を支援する。荒廃農地の発生防止と農業用施設が被災した場合の早期復旧に向けた体制整備を図る。</li> </ul>	



【総合計画】

2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成

2-1-2.耕作放棄地の解消

5-3-3.雇用の創出

③災害廃棄物処理計画の策定

- ・大量に発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理に係る必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物処理に関する連携体制の強化を図る。

【総合計画】

3-2-2.ごみの適正処理と資源化

④町内建設業者との連携体制の構築

- ・災害後の早期復旧・復興の実現にあたって、町内建設業者等との連携体制の構築に努める。

No.9	地域防災力の向上
担当部署	総務課 産業建設課 教育委員会
脆弱性評価	
<p>■地域防災力向上の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、行政たる公助のみならず、町民による自助・共助を促す取組が必要である。</li> <li>・自助の観点からは、「自らの命は自らで守る」といった認識のもと、地震防災においては家屋の耐震化、家具の固定化等の推進、風水害においては発災前の適切な避難の実施を行ってもらうことが重要である。</li> <li>・また、共助の観点からは、災害時における避難支援、救助活動、避難所運営などの応急対応において、消防団、自主防災組織等の組織活動を通じながら、町民が連携して災害を乗り越える体制整備が必要である。</li> <li>・特に本町では、道路の寸断により集落が孤立化するおそれもあるため、孤立した場合でも対応できるだけの備えや体制の整備、及び孤立化集落との連絡手段確保等を行う必要がある。</li> </ul> <p>■社会秩序維持のための防犯体制整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の社会秩序を維持するため、警察と連携して救出救助、治安対策、交通対策等を講じる必要がある。</li> <li>・本町には、駐在所が2箇所あり、管轄である藤岡警察署をはじめとする、防犯関係団体と協力しながら防犯対策を推進しているところである。</li> </ul> <p>社会情勢の変化に伴い、全国的な犯罪件数の増加とともに、犯罪の凶悪化・低年齢化が進む中、また、災害時においては避難等により自宅をあけることも生じることから、防犯の啓発や教育、情報提供を積極的に実施し、関係機関との連携を強化した、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めることが必要である。</p>	
推進方針	
<p>①災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発の推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップの作成・配布等により、町内における災害リスクと避難のあり方、警戒レベルと避難情報及びそれに応じた取るべき行動、地震への備え等について、町民等に対する周知徹底を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1-3.火災・防災予防の啓発</li> <li>4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備</li> </ul> <hr/> <p>②消防、防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間の消防力の低下を補うため、地域での自主防災組織の設置など、町民と連携した体制づくりを目指す。また、全町における、火災・災害予防の啓発と地域における防災力の向上を目指した火災・防災訓練等を推進する。</li> <li>・消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化として、研修・訓練の実施や資機材の充実、女性その他の支援を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■1-1-1.消防・防災体制の充実</li> <li>■1-1-3.火災・防災予防の啓発</li> </ul>	

③地区防災計画作成の推進

- ・地区における防災力の向上を図るため、共同して自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を地区防災計画として作成し、町と連携して防災活動を行う体制整備を行う。

【総合計画】

- 6-1-1.地区懇談会の実施
- 6-1-2.地区担当職員の有効活用

④集落の孤立化を想定した備えの推進

- ・土砂災害等によって孤立化するおそれがある集落の状況を事前に把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討する。また孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄の推進、及び自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の積極的な推進を図る。

【総合計画】

- 3-4-1.集落内住環境の整備
- 3-5-1.情報通信基盤等の充実
- 3-6-1.国道・県道の整備促進
- 3-6-2.町道の整備と充実

⑤防犯体制の整備

- ・警察と連携した災害時における救出救助、治安対策、交通対策に努める。
- ・ケーブルテレビによるタイムリーな情報提供、各年代に応じた防犯教室などを実施し、関係団体や地域と連携した町ぐるみでの防犯体制を推進する。
- ・犯罪のない、安全で住みよい環境づくりのため、防犯灯の整備充実を図り、国・県道にあっては、防犯の観点から道路照明灯の整備を要望します。

【総合計画】

- 1-4-1.地域防犯活動の推進
- 1-4-2.防犯施設の充実

No.10	広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実
担当部署	総務課 教育委員会
脆弱性評価	
<p>■学校での防災教育の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上にあたっては、子供の頃からの学校教育を通じて「自らの命を自らが守る」ことが地域の当たり前の意識、行動として根付かせて行くことが重要である。また、児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。</li> </ul> <p>■町民への意識啓発等の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要である。このため、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①学校教育内容の充実（学校防災教育の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校を中心とした児童及び生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。実施にあたっては、定期的に行われる学校行事や地域行事の機会にあわせた実施を検討するなど、教育活動や生涯学習活動の中で防災啓発及び防災教育が実施できるよう努める。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4-1-2.学校教育内容の充実</li> </ul>	
<p>②生涯学習活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習活動の一環として、防災講習会や防災講座の機会を設ける。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4-2-1.生涯学習活動の推進</li> </ul>	
<p>③災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発の推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップの作成・配布等により、町内における災害リスクと避難のあり方、警戒レベルと避難情報及びそれに応じた取るべき行動、地震への備え等について、町民等に対する周知徹底を図る。</li> <li>・「自らの安全は自らの手で守る」という防災意識の高揚を図るため、防災訓練等での防災知識の普及啓発資料の作成・配布、学校教育を通じた防災知識の普及、町ホームページや広報誌、CATVによる普及等を行うものとする。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1-3.火災・防災予防の啓発</li> </ul>	

<b>No.11</b>	<b>治山治水施設の整備・機能保全</b>
担当部署	産業建設課
脆弱性評価	
<p><b>■風水害の防災対策の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神流川や複数の支川が流入している本町は、地形が急峻であることから河床勾配も急で、大雨や台風などによる災害を受けやすく、更に戦後まもなく植林された山林が、伐期を過ぎ、荒廃した山々は、保水、洪水調整機能を果たさず、大きな災害を引き起こすおそれがある。今後、さらなる治山・治水対策事業の実施について、国・県に対し、積極的に要望するとともに、国土保全の観点から、森林整備とあわせ森林資源の有効活用を促進する必要がある。</li> <li>・ 台風やゲリラ豪雨による自然災害は、町民の人命・財産の安全を脅かすおそれがある。本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された。このことから、地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより、危険な地域を明らかにし、土砂災害特別警戒区域を中心に、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備や防災計画を進める必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害を防止し、豊かな水源地を守るため、通常砂防事業や砂防堰堤の設置を推進する。また、整備にあっては、町民や都市住民の憩いの場としての水辺空間や、環境に配慮した魚の棲みやすい河川整備を促進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-2-2.河川整備</li> </ul> <hr/> <p>②治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事業促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所への治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置を、地域住民とともに関係機関に対して働きかける。</li> <li>・ 森林が持つ治山・治水機能を増進し、災害を未然に防ぐための森林整備を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事情推進</li> </ul>	

<b>No.12</b>	<b>災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p><b>■道路整備及び応急復旧体制整備の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の基幹道路は、国道462号及び国道299号、主要地方道富岡・神流線、主要地方道高崎・神流・秩父線及び県道小平下仁田線である。特に国道462号は、町の中心部を神流川沿いに貫通しており、本町と藤岡市を結ぶ重要道路である。近年では、坂原工区、魚尾工区などの改良工事が進められ、橋梁の設置や急カーブの解消が進んでいるが、現在も多くのカーブが連続し、安全性や防災面で早期に解決しなければならない課題が残されている。</li> <li>・また、国道299号も本町と埼玉県秩父市を結ぶ重要な道路になっているが、未改良区間が多く、早急なる改良が課題となっている。そのほか、主要地方道、一般県道についても未整備、未改良区間が多く残されており、これらの改良が急務である。</li> <li>・町道については、464路線、実延長241kmであり、町民生活の連絡網として重要な役割を果たしている。今後は、基幹道路と集落を結ぶ路線の整備及び橋梁の老朽化に伴う補修工事を計画的に図る必要がある。</li> <li>・また、大雪によって、道路交通に支障をきたすおそれがあり、早期に回復するための備えや体制を整備しておく必要がある。</li> </ul> <p><b>■公共交通の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共交通機関は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が事務を執り、本町を含む関係市町村間で代替バスの運行を行っている。しかしながら、自動車保有率増加の影響や人口の減少などによる利用者の減少から、今後の利用促進と活用について対策が求められている。そのほか、町営による福祉バスや社会福祉協議会による有償タクシーの運行を行っているが、運行本数の見直しなどを含めた利用者ニーズへの対策が求められている。</li> <li>・幹線道路から離れた、代替バスが運行していない集落に住む高齢者の足を確保する必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①道路交通網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の基幹道路である国道・県道の早期改良整備へ向けて、関係機関への要望を継続・強化する。</li> <li>・町道において、生活道路としての重要性、必要性を考慮し、重点的な整備や施設の充実を図る。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な補修工事を実施する。</li> </ul> <p><b>【総合計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-4-1.集落内住環境の整備</li> <li>・3-6-1.国道・県道の整備促進</li> <li>・3-6-2.町道の整備と充実</li> </ul> <p>②道路施設等の応急復旧体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後の早期復旧・復興の実現にあたって、町内建設業者等との連携体制の構築に努める。</li> </ul>	

③大雪時における除雪体制の整備

- ・大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。また、融雪剤の備蓄等の備えを推進する。

【総合計画】

- ・ 1-1-1.消防・防災体制の充実
- ・ 1-1-2.消防団の統合と施設整備

④公共交通の確保

- ・路線バス、福祉バスなどの維持確保とともに利用サービスの充実に努め、公共交通の利用促進を働きかける。

【総合計画】

- ・ 3-6-3.公共交通の確保

<b>No.13</b>	<b>災害対応力の強化</b>
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■消防・救急体制の強化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されている。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっている。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・また、各消防団に配備されている消防自動車は、更新時期を迎えていることから、計画的な配備を検討する必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①消防・防災体制の充実（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間の消防力の低下を補うため、地域での自主防災組織の設置など、町民と連携した体制づくりを目指す。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	
<p>②消防団の統合と施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の確保とともに、団員の高齢化や団員数などを考慮し、消防団の統合を検討する。</li> <li>・消防自動車の更新にあたっては、消防団の統合などによる計画的な配備を図る。また、初期消火の重要性を考慮し、地下式消火栓から地上式への移行を促進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-2.消防団の統合と施設整備</li> </ul>	



<b>No.14</b>	<b>食料・物資等の供給</b>
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■町による防災備蓄の確保及び防災倉庫の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用食料や物資等の防災備蓄について、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。また、備蓄を行う品目について、配慮が必要な方のための食糧及び生活物資（流動食、アレルギー食、液体ミルク、オムツなど）の充実を検討する必要がある。</li> <li>・また、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。</li> </ul> <p>■町民による備蓄の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。</li> <li>・</li> </ul>	
推進方針	
<p>①町による防災備蓄の確保及び防災倉庫の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備や災害時における飲料水及び電源の確保等を促進する。</li> <li>・また、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</li> <li>・地域の地理的条件や過去の災害等をふまえ、保有する災害応急対策に必要な資機材並びに施設を、災害時にその機能を有効に使用できるよう、常時点検整備を行う・災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行い、調達体制を構築しておくものとする。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	
<p>②町民による備蓄の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクと避難のあり方に関する周知・啓発と併せて、世帯の状況に応じた3日分以上の食糧等を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう促す。また、アレルギー対応食や医薬品などのそれぞれの事情によって必要となる備蓄についても平時から準備しておくよう啓発を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-3.火災・防災予防の啓発</li> </ul>	

<b>No.15</b>	<b>水道施設の耐震化・老朽化対策</b>
担当部署	産業建設課
脆弱性評価	
<p>■水道施設の耐震化・老朽化対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏木地区や平原地区に見受けられる畑地などに布設されている配水管（水道本管）の道路敷地内への布設替えと配水管の老朽化に伴う漏水対策が急務である。</li> <li>・ また、未給水地区については、今後早い機会に解消を図り、全町の完全給水を実現することが望ましい。</li> </ul> <p>■水質安全確保の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の水道を取り巻く環境は、水源の確保、水質の汚染及び施設の老朽化などが懸念され、特に水源においては、通常は清澄であるが、降雨時には一時的に高濁度となる。</li> <li>・ そのほか、昨今の有害鳥獣などの野生動物の増加により、その糞便などが水源水質悪化（0-157、クリプトスポリジウムなどの細菌・原虫が繁殖する可能性）を引き起こすおそれが懸念され、濁度問題とともにこれらの対策が必要となっている。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①水道施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易水道施設等の改良や維持修繕、老朽化した水道管本管の二層管への更新、本管などの畑地内から道路敷への布設替えに取り組む。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-3-1.水道施設の整備</li> </ul>	
<p>②水源・水質の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨や施設の老朽化による濁度の解消、クリプトスポリジウム対策などを実施し、安全で安定的な給水体制の向上に努める。</li> <li>・ 水源地域としての役割を担うべく、合併処理浄化槽の普及事業の取組を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-2-3.合併処理浄化槽設置の推進</li> <li>・ 3-3-2.水源・水質の確保</li> </ul>	

No.16	人的支援の受入れ体制の整備
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■災害ボランティア活動支援の整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら、環境整備に努める必要がある。</li> <li>・災害ボランティアの人員が不足した場合、救援・復興が大幅に遅延するおそれがあるため、その受入れ、活動支援体制を整備しておく必要がある。</li> </ul> <p>■受援体制の確立の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資や人員等の受入、被災自治体への派遣等を円滑に行うための受援・応援体制を整備する必要がある。また、自治体や民間団体との防災協定を締結し、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①災害ボランティアの受入れ、活動支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。</li> <li>・受援計画を検討するなかで、他自治体のみならず、ボランティアからの人的・物的応援体制の検討、整備を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	
<p>②受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における相互応援に関する協定等について、実効性をより高めるため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した受援・応援計画を策定する。</li> <li>・自治体との防災協定を進めるとともに、実効性をより高めるため、受援・応援計画の策定を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	

<b>No.17</b>	<b>医療体制の強化</b>
担当部署	総務課 保健福祉課
脆弱性評価	
<p><b>■ 医療設備・体制整備の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の医療機関は、公設の診療所が万場地区と神ヶ原地区にあり、常勤の医師2名がそれぞれの施設で診療にあたっている。また、隣接の診療所（上野村）と連携を図り、交代制による休日診療を実施するほか、本町における夜間の救急診療も実施している。本町は、町民の高齢化とともに、診察や治療を必要とする患者が増え、医療の重要性が非常に高まっている状況である。</li> <li>・ しかしながら、重病患者への対応や高度な検査を要する場合は、設備や医療体制の問題から、多野藤岡医療事務市町村組合（一部事務組合）が運営する、公立藤岡総合病院や隣接する鬼石病院などへの紹介となり、本町における診療は、初期診療や経過観察などにとどまることから、医療設備や体制整備の充実が課題である。</li> <li>・ また、本町の地理的条件から、近年では主要病院への救急患者の輸送においては、ドクターヘリを要請する機会が多くなっており、ヘリポートの管理とともに、ヘリポートへのアクセス道の機能向上、防災対策の推進を図る必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常駐医師の確保や高度な検査ができる医療機器の整備を図りながら、医療の充実を推進する。また、保健・福祉及び隣接する診療所・病院との連携や協力を図り、地域に密着し、お互いに補完しあえる地域医療体制の確立を推進する。</li> <li>・ 常駐医師、消防署及び公立藤岡総合病院との連携を強化し、救急搬送体制の充実を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-5-1.医療機器と体制の充実</li> </ul>	
<p>②ヘリポートの管理とアクセス道の向上（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重病患者の輸送のため、ドクターヘリのランデブーポイントとなるヘリポートの管理とアクセス道の向上に努める。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-5-2.救急医療体制の強化</li> </ul>	

No.18	感染症対策
担当部署	総務課 保健福祉課
脆弱性評価	
<p>■ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や生活環境を衛生的にしておく必要がある。</li> </ul> <p>■ 衛生的で良好な避難所環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管理など、助言・指導を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>■ 分散避難の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の蔓延防止の観点から、避難所への避難者の集中を避けるために、町が指定する場所以外への避難（分散避難）の推進を図るべく、それを周知することが求められる。</li> <li>・</li> </ul>	
推進方針	
<p>① 平時からの感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種に関する周知を図り、定期の予防接種の勧奨に努める。</li> </ul>	
<p>② 避難所の衛生環境確保のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所等の衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適切な管理等を実施するための体制を整備する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	
<p>③ 分散避難の推進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親戚・知人宅等、自らの避難先を自らで確保する分散避難の考え方についても周知を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1-3.火災・防災予防の啓発</li> </ul>	

No.19	行政における業務継続のための体制整備
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p>■業務継続に係る体制整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画における応急対策業務や緊急時優先業務について、対象業務の業務執行に必要な人員等をあらかじめ想定し、受援を念頭に置いた業務継続体制を整理しておく必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①業務継続計画（BCP）策定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。</li> <li>・業務継続計画の検討にあたっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について検討する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1.消防・防災体制の充実</li> </ul>	

<b>No.20</b>	<b>企業の事業継続計画(BCP)策定の促進</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■町内事業者における事業継続計画策定の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては町内経済の停滞につながる恐れがある。</li> <li>・町内事業者に対して、町内における災害リスクに対する正しい知識を習得してもらうとともに、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①町内事業者における事業継続計画策定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性を認識してもらうとともに、自然災害への事前の備えや事後のいち早い復旧を事業者に図ってもらうため、町内事業者に対して事業継続計画(BCP)や事業継続力強化計画の策定を促す。また、状況に合わせて計画の見直し・更新などの継続的支援を行う。</li> </ul>	

No.21	農業・林業の振興及び従事者の確保と育成
担当部署	産業建設課
脆弱性評価	
<p>■地域資源を活用した地域活力向上の必要性</p> <p>【農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にある。また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。</li> <li>・農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながるほか、災害時における食料供給の遅れ、復旧・復興の遅れにつながることが懸念される。</li> </ul> <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の林業は、木材価格の長引く低迷や林業採算性の低下、さらには森林所有者の高齢化などから、経営意欲の低下を招いている。このため、森林所有者における除間伐など、森林への手入れが進まず、人工林の放置が目立ち、山林の荒廃を招く状況となっている。</li> <li>・林道については、森林の適切な保全、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。H28時点では、28路線、実延長99.87km、舗装率64%の整備率であるが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗掘などの維持管理が必要である。</li> <li>・また、林業従事形態が個人から森林組合へ移行し、森林組合が森林事業の核になりつつあります。その森林組合は、就労環境の改善などの取り組みにより、1ターン者などの一定の就職者が見受けられるようになりましたが、若い従事者の離職率も高い状況にあり、担い手が育たない問題を抱えている。</li> <li>・このような中、林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、地域の担い手確保のためにも、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要である。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①新規就農者及び農業後継者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既農業従事者や関係団体などと連携しながら、新規就農者を対象とした各種農業教室及び農業体験プログラムの開催を検討し、就農前後にわたりサポート体制の確立を目指す。また、「人・農地プラン」の作成による経営の複合化など、地域農業のあり方を検討する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成</li> <li>・2-3-2.地域資源と交流企画による観光</li> </ul> <p>②耕作放棄地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民や農地所有者などと連携し、耕作放棄地の解消を推進する。また、季節にあった特産品及び加工品を販売できるよう、JA、道の駅万葉の里、恐竜センターなどと連携を図り、地産地消及び販路の拡大による所得増につなげ、農業意欲の向上とともに耕作放棄地の解消に努める。</li> </ul>	



<p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1-2.耕作放棄地の解消</li> </ul>
<p>③地域農業の振興と6次産業化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者向け農業や段々畑などの狭小農地に対応できる、高付加価値作物の開発及び栽培促進とあわせ、生産、加工、販売を含めた6次産業化を目指す。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1-3.地域農業の振興と6次産業化</li> <li>・ 2-4-2.特産品等の開発</li> </ul>
<p>④林道基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道の改良や作業道の整備を基本とした基盤の整備、森林の整備に必要な若い従事者の定着を図るための就労環境の整備を推進し、間伐などの森林整備を促進する。また、生産性の向上と作業の効率化を図るための機械化の整備を推進する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1-5.林業基盤整備</li> </ul>
<p>⑤森林資源の活用と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林産物からなる森林の経済的要請のほか、森林の保存から得られる観光、環境、交流を視点にした森林の活用と保全に努める。なお、林産副産物の間伐材などを有効活用した高付加価値製品などの開発を目指す。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1-6.森林資源の活用と保全</li> </ul>
<p>⑥林業従事者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町住民やU・Iターンを含めた雇用の支援を行う。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1-5.林業基盤整備</li> </ul>
<p>K P I（重要業績指標）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備する農地面積 →100m<sup>2</sup>（H31年度）</li> <li>・ 研究する農作物 →5品（H31年度）</li> <li>・ 6次産業化による製品化数 →2品（H31年度）</li> <li>・ ふるさと納税寄付件数 10件（H26）→30件（H31年度）</li> <li>・ 森林経営作業道の開通 4路線（H27年）→5路線（H31年度）</li> <li>・ 新規林業従事者数 10名（H31年度）</li> </ul>

<b>No.22</b>	<b>事業者への金融支援</b>
担当部署	産業建設課
脆弱性評価	
<p>■復旧・復興に向けた事業者等への金融支援の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①迅速な事業者等への金融支援のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に、早期に適切に対応できるよう、平常時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。</li> </ul>	

<b>No.23</b>	<b>エネルギー供給体制の整備</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■エネルギー供給体制の整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・L Pガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。また、ガス供給設備の耐震化（例：ガス低圧導管の耐震化等）を進める必要がある。さらに、早期復旧のための体制及び資機材等を整備する必要がある。</li> </ul> <p>■資源循環型社会に配慮したエネルギー確保の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今のエネルギー政策においては、太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる新たな産業を育てようという動きが始まっている。こうした複数の手段によるエネルギー確保対策は、災害時におけるレジリエンスを高めることにも貢献するものと思われる。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①エネルギー供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・L Pガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、事業者等において、自家発電設備の導入や燃料備蓄の確保を促進する。</li> </ul> <p>②環境負荷低減及び再生可能エネルギーの導入の検討、推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を検討、推進を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-1-1.環境負荷への負荷の少ないまちづくり</li> </ul>	

<b>No.24</b>	<b>風評被害の防止に向けた正確な情報発信</b>
担当部署	総務課 産業建設課
脆弱性評価	
<p>■風評被害防止の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害は、地域産業の復旧・復興に遅れをもたらす可能性があることから、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①風評被害対応の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における本町の産業や観光等に関するインターネットを活用したPR活動に準じ、正確な状況を社会的に広報するとともに、地域の物産品の安全性を確認したうえでのPR活動を展開する体制を整備する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-2-2.観光消費の拡大</li> <li>・2-2-3.観光「かな」の確立とPR</li> </ul>	
<p>②情報リテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における多数の情報を的確に理解し、正確な状況を把握できる情報リテラシーの向上を図る。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4-4-2.青少年育成事業の充実</li> </ul>	

No.25	地域コミュニティの強化
担当部署	総務課
脆弱性評価	
<p><b>■地域コミュニティ強化の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防・防災等への影響など、集落自治機能の低下が懸念される状況にある。これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要がある。</li> <li>・さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題です。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①地区の活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区ごとに抱える問題点や課題の洗い出し、今後の行政区の方向性などを検討するための地区懇談会を実施し、町民の自治への参加意識を高め、地区の活性化を図る。</li> <li>・現在、各行政区につき3～4人で担当している、地区担当職員の有効活用を図るため、行政区と連携のもと担当職員が地域に関わりやすい環境を整備します。</li> <li>・行政区のコミュニティの核となる集会所の利便性を高めるため、便器の簡易洋式化や手摺の設置、段差解消といったバリアフリー化の推進を図る。</li> </ul> <p><b>【総合計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6-1-1.地区懇談会の実施</li> <li>・6-1-2.地区担当職員の有効活用</li> <li>・6-1-3.コミュニティ施設の整備</li> </ul>	
<p>②I・Uターン者の奨励と定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家所有者の協力のもと、「空き家バンク」の充実を図りながら、町内の空き家の賃借や売買を促進し、移住希望者の確保や町内の若者などの流出防止対策に努める。また、空き家対策を各地区で取り組める体制の構築を目指す。</li> <li>・空き家及び町営住宅の有効活用とともに、宅地分譲を検討し、町民及び移住希望者の定住化の促進に努める</li> <li>・産業の6次化や特産物の開発により、町民や定住希望者の雇用機会の創出に努める。</li> </ul> <p><b>【総合計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5-3-1.空き家等の有効活用</li> <li>・5-3-2.定住化の促進</li> <li>・5-3-3.雇用の創出</li> </ul>	

<b>No.26</b>	<b>地籍調査の推進</b>
担当部署	産業建設課
脆弱性評価	
<p>■地籍調査推進の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。</li> <li>・本町では、平成16年度から地籍調査に着手し、主に、住宅地周辺の調査を進めているところであるが、過疎化による町不在所有者の増加、高齢化による現地境界の不立会などの課題が発生している。加えて、過疎、高齢化は、立会調査にかかる推進委員の確保の問題へも助長している状況である。</li> <li>・地籍調査の推進については、土地所有者の理解のもと関係機関と協力し、地籍の明確化への認識・意識の向上とともに、更なる啓発を図る必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①地籍調査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・境界立会により設置された境界杭をもとに、精密な測量を行う。また、境界立会により確定された未登記道路などは、土地所有者の承諾を得られた土地から、計画的な所有権移転登記を済ませる。</li> <li>・境界立会、細部測量などの体制の充実を図る。また、調査区域における境界などの精通者となる推進委員の確保を図り、調査の円滑化に努めます。</li> <li>・調査区域における説明会を実施し、土地関係者などへの理解と協力を努める。また、全町における地籍調査への認識・意識を醸成するため、各種啓発活動を実施する。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-7-1.土地境界及び地籍の明確化</li> <li>・3-7-2.国土調査推進体制の充実</li> <li>・3-7-3.国土調査の啓発</li> </ul>	

<b>No.27</b>	<b>地域産業の振興と移住者の定住の促進</b>
担当部署	総務課 教育委員会
脆弱性評価	
<p>■ 移住者定住促進の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化が進む中、地域の防災力向上、強靱化を図るうえでは、地域の担い手を確保することが重要である。</li> <li>・ 近年、都市住民のライフスタイルの変化に伴い、自然の中でのゆとりある暮らしや人との触れ合いの大切さを求め、I・Uターンを希望する人々が増えつつあり、本町には毎年僅かながらI・Uターン者の流入者がある。</li> <li>・ 比較的若い世代は概ね神流川森林組合が雇用の受け皿となっていますが、収入や就労環境などの問題から離職率も高く、長期の定住につながらない傾向にある。</li> <li>・ また、本町におけるI・Uターン者の受け入れは、空き家所有者の協力による、空き家バンクの開設や町営住宅などの居住の確保、定住対策のための家賃補助などに努めているところであるが、空き家の確保や本町の雇用環境の問題などから、定住化には至らない実態がある。</li> <li>・ このようなことから、I・Uターンなどによる移住希望者の奨励と定住に向けて、空き家の確保と雇用の創出による定住基盤の取り組みの強化を推進していく必要がある。</li> </ul> <p>■ 文化財保護のための対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の文化財は、地域をPRし、観光を主とする産業資産でもあり、災害後の復旧・復興においても重要な役割を果たすものと思われる。</li> <li>・ 文化財については、所有者や地域団体により保存・継承されているものの、過疎や少子高齢化の進行から、現状を維持することが困難な状況となっている。</li> <li>・ 今後は、これらの貴重な文化財を町の財産として、保護伝承していくことと、文化遺産の町民への啓発に努め、郷土愛の意識の高揚と町の活性化につなげる取り組みとともに、所蔵されている歴史的・文化的な文化財の常設展示などの整備が課題である。</li> <li>・ また、郷土及び行政資料の展示・収蔵方法を点検し、被災を最小限にとどめる必要がある。</li> </ul>	
推進方針	
<p>①I・Uターン者の奨励と定住の促進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家所有者の協力のもと、「空き家バンク」の充実を図りながら、町内の空き家の賃借や売買を促進し、移住希望者の確保や町内の若者などの流出防止対策に努める。また、空き家対策を各地区で取り組める体制の構築を目指す。</li> <li>・ 空き家及び町営住宅の有効活用とともに、宅地分譲を検討し、町民及び移住希望者の定住化の促進に努める</li> <li>・ 産業の6次化や特産物の開発により、町民や定住希望者の雇用機会の創出に努める。</li> </ul> <p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5-3-1.空き家等の有効活用</li> <li>・ 5-3-2.定住化の促進</li> <li>・ 5-3-3.雇用の創出</li> </ul> <p>②文化財保護のための対策推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財建造物の滅失・棄損防止のための指導・対策を実施する。</li> <li>・ 美術工芸品等の保護のための防火施設・設備を整備する。</li> <li>・ 史跡、名勝等の地震、火災、土砂災害による被害防止対策を実施する。</li> </ul>	

- ・本町の文化財や天然記念物を継承するため、各種文化財の保存に努め、指定文化財にあっては、修復や保存などの所有者に対する支援を実施する。
- ・本町の貴重な文化財や天然記念物を守り、次代に継承するため、町民の文化財への愛護思想の醸成と保存意識の啓発を図る。また、町民の文化財への興味と関心を高めるため、案内板などの設置や広報活動を推進するとともに、学校教育や生涯学習での文化財を活かした学習を目指す。
- ・地域の伝統文化を保持・継承するとともに、自然や観光などと連携した地域づくりに努める。さらに、そのための後継者の育成や人材の発掘を推進する。

**【総合計画】**

- ・ 4-5-1.文化財の保存
- ・ 4-5-2.文化財愛護思想の普及
- ・ 4-5-3.文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承



(参考)「第2次 神流町総合計画／第3編 基本計画」に掲載されている施策の一覧

総合計画における施策			No.
第1章【生活】 安全で笑顔あふれ、暮らしやすいまち	第1節 消防・防災の充実	1)消防・防災体制の充実	1-1-1
		2)消防団の統合と施設整備	1-1-2
		3)火災・防災予防の啓発	1-1-3
	第2節 治山・治水対策	1)治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事業促進	1-2-1
		2)河川整備	1-2-2
	第3節 交通安全の推進	1)交通安全環境の整備	1-3-1
		2)交通安全活動の推進	1-3-2
	第4節 防犯対策の強化	1)地域防犯活動の推進	1-4-1
		2)防犯施設の充実	1-4-2
	第5節 医療の充実	1)医療機器と体制の充実	1-5-1
2)救急医療体制の強化		1-5-2	
第6節 健康づくりの推進	1)積極的な健康づくり活動の推進	1-6-1	
	2)健康管理と各種指導体制の充実	1-6-2	
第7節 地域福祉の推進	1)地域福祉推進体制の充実	1-7-1	
	2)地域福祉活動の充実	1-7-2	
	3)福祉施設のユニバーサルデザイン化	1-7-3	
	4)災害時要援護者の把握	1-7-4	
第8節 障がい者(児)福祉の充実	1)障がい者(児)福祉活動と支援体制の充実	1-8-1	
	2)障がい者(児)の社会参加の支援	1-8-2	
第9節 高齢者福祉の充実	1)介護保険サービスの充実及び介護予防の体制整備	1-9-1	
	2)在宅生活支援の推進	1-9-2	
	3)生きがい対策	1-9-3	
	4)施設整備	1-9-4	
第10節 乳幼児保育の充実と子育て支援	1)保育の充実	1-10-1	
	2)子育て支援の充実	1-10-2	
	3)母(父)子福祉の充実	1-10-3	
第2章【産業】 地域資源を活用した産業を起し、活力のあるまち	第1節 農林業の振興	1)新規就農者及び農業後継者の確保と育成	2-1-1
		2)耕作放棄地の解消	2-1-2
		3)地域農業の振興と6次産業化	2-1-3
		4)有害鳥獣対策	2-1-4
		5)林業基盤整備	2-1-5
		6)森林資源の活用と保全	2-1-6
	第2節 商工業の振興	1)町内消費の拡大	2-2-1
		2)観光消費の拡大	2-2-2
		3)「かな」ブランドの特産品開発	2-2-3
		4)工業の振興と新企業の誘致	2-2-4
	第3節 観光の振興	1)観光「かな」の確立とPR	2-3-1
		2)地域資源と交流企画による観光	2-3-2
		3)神流川の再生と活用	2-3-3
	第4節 観光の開発と強化	1)イベントの強化	2-4-1
		2)特産品等の開発	2-4-2
3)神流町観光プランの作成		2-4-3	
4)町並み景観の保全		2-4-4	
第5節 恐竜センターの充実	1)施設の充実	2-5-1	
	2)土産品の開発と販売強化	2-5-2	
	3)博物館価値の推進	2-5-3	
第3章【環境】 豊かな自然の保全と共生に努め、安らぎのあるまち	第1節 自然環境の保全・活用	1)環境への負荷の少ないまちづくり	3-1-1
		2)自然環境の保全と活用	3-1-2
	第2節 環境美化・衛生環境の充実	1)環境美化活動の推進	3-2-1
		2)ごみの適正処理と資源化	3-2-2
		3)合併処理浄化槽設置の推進	3-2-3

	第3節 水道施設の充実	1)水道施設の整備	3-3-1
		2)水源・水質の確保	3-3-2
	第4節 快適な住環境の整備	1)集落内住環境の整備	3-4-1
		2)住宅環境の整備	3-4-2
	第5節 情報・通信基盤の充実	1)情報通信基盤等の充実	3-5-1
		2)情報化社会への対応	3-5-2
		3)電子自治体への対応	3-5-3
	第6節 道路交通網の整備	1)国道・県道の整備促進	3-6-1
	2)町道の整備と充実	3-6-2	
	3)交通機関の充実と利用促進	3-6-3	
第7節 国土調査(地籍調査)の推進	1)土地境界及び地籍の明確化	3-7-1	
	2)国土調査推進体制の充実	3-7-2	
	3)国土調査の啓発	3-7-3	
第8節 土地の有効利用	1)計画的・有効的な土地利用	3-8-1	
	2)中心地(町並み)の保全	3-8-2	
第4章【人づくり】 ふるさとに愛着をもち、豊かな人材を育てるまち	第1節 学校教育の充実	1)学校教育環境や施設の充実	4-1-1
		2)学校教育内容の充実	4-1-2
		3)学校給食や学校保健の充実	4-1-3
	第2節 生涯学習の推進	1)生涯学習活動の推進	4-2-1
		2)生涯学習推進体制の充実	4-2-2
	第3節 生涯スポーツの振興	1)生涯スポーツの推進	4-3-1
		2)生涯スポーツ施設の充実	4-3-2
	第4節 青少年の健全育成	1)青少年育成環境と推進体制の整備	4-4-1
		2)青少年育成事業の充実	4-4-2
		3)青少年組織の充実と活動支援	4-4-3
	第5節 歴史の保全と地域文化の振興	1)文化財の保存	4-5-1
		2)文化財愛護思想の普及	4-5-2
3)文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承		4-5-3	
4)文化施設の充実		4-5-4	
第6節 図書館の充実	1)施設の充実	4-6-1	
	2)運営体制の見直しと改善	4-6-2	
	3)サポート体制の整備	4-6-3	
第5章【交流】 もてなしを大切にしたい、心ふれあう交流のまち	第1節 地域行事の奨励による交流の促進	1)「もてなし」による交流の推進	5-1-1
		2)交流促進のためのイベント啓発	5-1-2
	第2節 観光と連携した交流の促進	1)地域ブランドによる交流	5-2-1
		2)交流企画の充実	5-2-2
		3)雇用創出	5-3-3
第3節 Uターン者の奨励と定住の促進	1)空き家等の有効活用	5-3-1	
	2)定住化の促進	5-3-2	
	3)雇用の創出	5-3-3	
第6章【自立・協働】 地域住民が主役、住民自治のまち	第1節 地区の活性化(地域コミュニティの充実)	1)地区懇談会の実施	6-1-1
		2)地区担当職員の有効活用	6-1-2
		3)コミュニティ施設の整備	6-1-3
	第2節 行財政経営の推進	1)健全な財政運営の促進	6-2-1
		2)行政評価・行政改革の推進	6-2-2
		3)人事管理の適正化	6-2-3
		4)行政組織の見直しや再編	6-2-4
		5)民間活力の活用	6-2-5
	第3節 男女共同参画の推進	1)男女共同参画の推進	6-3-1
		2)女性の参画の体制と指導者等の養成	6-3-2

## 第4章 計画の推進

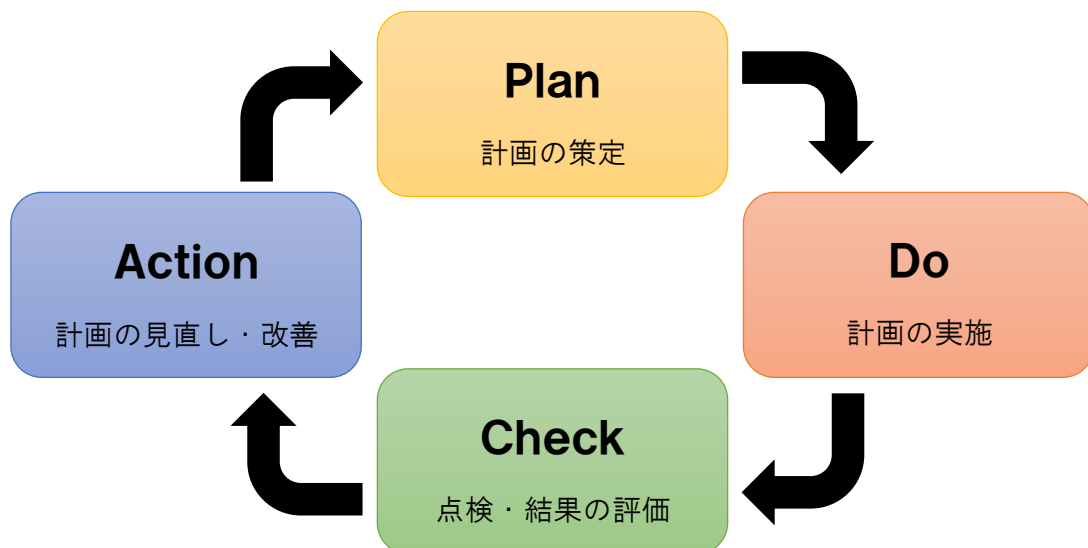
### 1. 他の計画等の見直し

本計画は、神流町の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとします。

### 2. 施策の推進と進行管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本町の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を行うものとします。また、本町の総合計画等における進行管理と併せて行うことにより、本計画と一体的に施策の推進を図ることとします。



## 資料編

## 資料1 神流町で想定される災害

ここでは、主に「神流町 地域防災計画」に掲載されている情報をもとに、本町で発生した過去の災害、及び想定される災害様相をまとめました。

### (1) 地震の想定

群馬県を取り巻く地震の発生環境と防災対策上の必要性を考え併せて、3つの地震を想定する。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

- ① 過去の震源の分析と発生した地震の規模
- ② 活断層の分布と活動度
- ③ プレートテクトニクスや地震の大構造

この調査では、活断層の分布と活動度及び地震の大構造に着目して想定地震を設定した。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したものである。

なお、想定地震の発生が差し迫っていると判断したわけではない。各想定地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定し、県内各地の揺れの大きさや液状化危険度の予測を行い、各種の被害・影響を想定した。

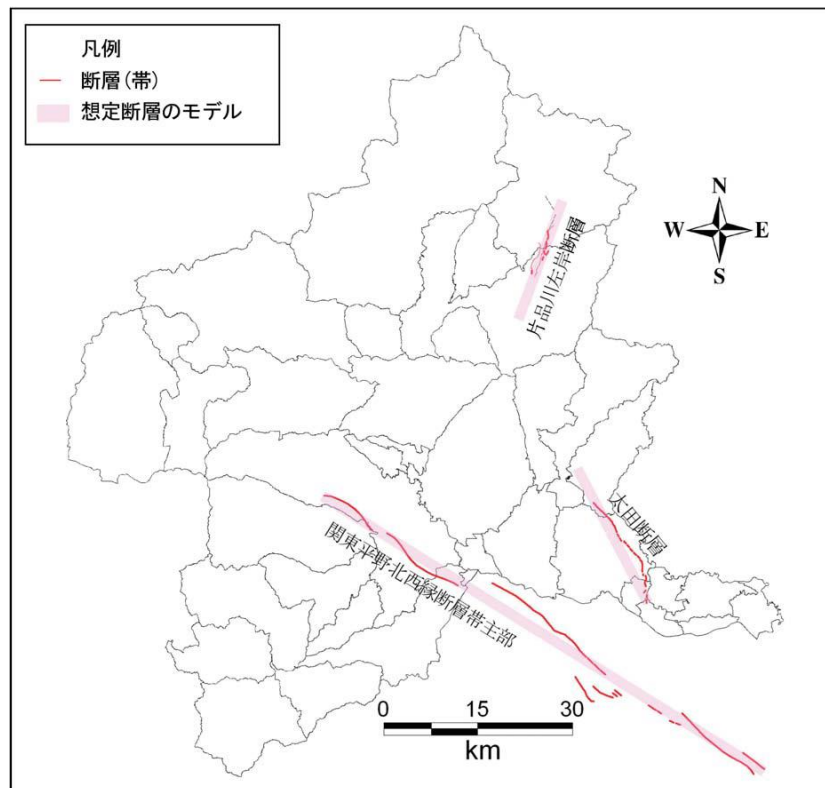


図 2 被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図(群馬県地域防災計画)

表 5 想定した地震(群馬県地域防災計画)

想定地震名	規模(M)	想定地震の概要	震源断層				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121	60 南西 傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8	45 南西 傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8	45 東傾斜	20	18	2

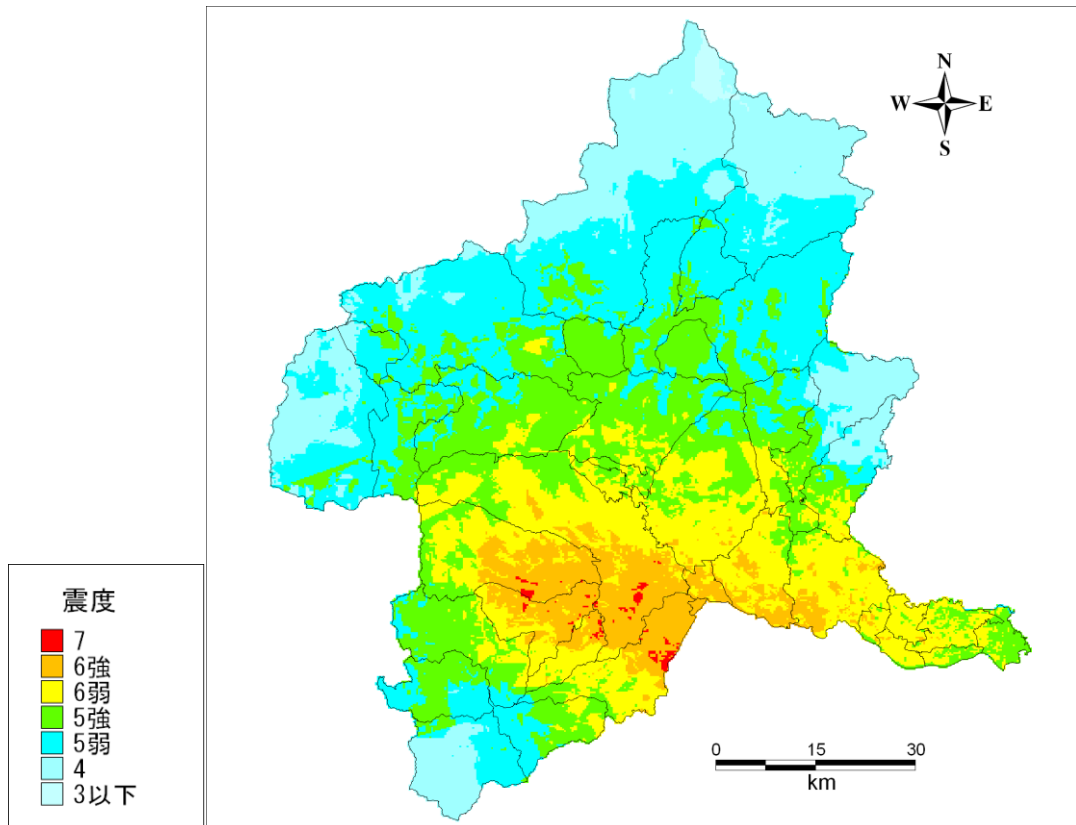


図 3 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の場合の地表震度分布図  
(群馬県地震被害想定調査)

## (2) 風水害の想定

近年、日本各地で気候変動による集中豪雨災害の頻発化・激甚化が想定されており、本町においても例外ではない。

### (ア) 水害

国、県は町内に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を公表していない。しかし、県は群馬県水害リスク想定（想定最大規模）を公表している。

群馬県水害リスク想定（想定最大規模）は、平成30年3月時点における国土地理院、国土交通省、群馬県が実施した航空レーザー測量等により得られた標高データや、河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものである。

それによると、町内には最大で10～20mの浸水が想定されている。

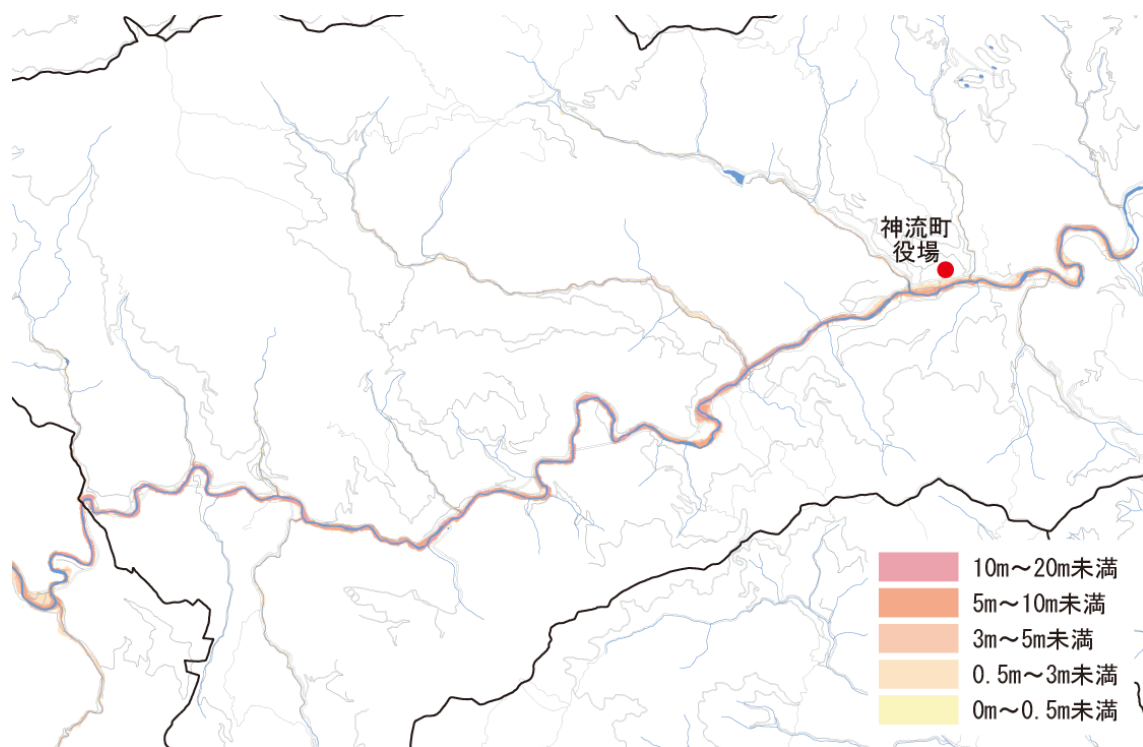


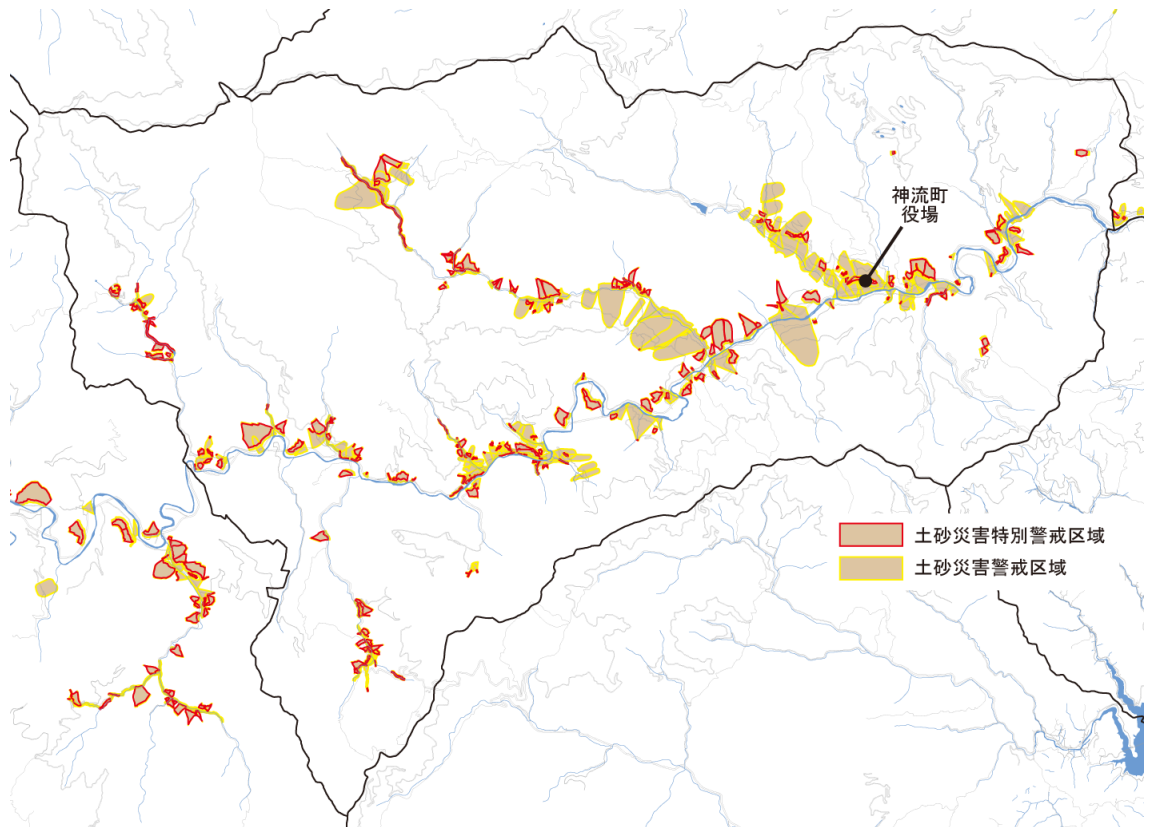
図 4 群馬県水害リスク想定(想定最大規模)神流町域

**(イ) 土砂災害警戒区域の指定状況**

県は、土砂災害防止法に基づき、町内の土砂災害警戒区域の指定を完了した。今後は、適宜見直しを行う。

**表 6 土砂災害警戒区域等指定状況一覧(令和2年6月16日時点)**

市町村	大字	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
神流町	万場他14地区	87	67	159	158	15	0	261	225



**図 5 土砂災害(特別)警戒区域位置図**

出典) 国土数値情報 土砂災害警戒区域データ (平成30年)



### (3) 火山災害の想定

群馬県と長野県の境に位置する浅間山について、大規模噴火を想定したハザードマップによると、本町の北西部が降下火砕物（降灰）が20cm以上積もる恐れがある範囲に該当している。

### (4) 過去における災害記録

#### (ア) 火災

明治25年4月9日、万場二区から出火した火災は、万場、生利、麻生、柏木地区までに延焼し、全焼234戸、被災者1,334人に及んだ。

塩沢地区では、明治27年（集落の下半分焼失）、明治35年（集落の上半分焼失）、明治45年（一戸を残し46世帯全部焼失、被災者285人）と三度の大火があった。

昭和21年3月26日、魚尾地区において発生した火災では、18戸を全焼した。

昭和31年1月31日、柏木地区において発生した火災では、被災世帯77戸、被災者は441人に及んだ。平成5年4月27日、森戸の山林において発生した林野火災は、西及び北東方面に飛び火・延焼拡大し、26時間延焼し続けたのが本町最大の林野火災で、埼玉県境を越える勢いを示した。山林焼失面積は90.31haに渡り、すべて民有林で、損害額は1億9,248万3千円に及んだ。

#### (イ) 風水害

明治40年8月、中旬からの連続暴風雨により万場で305mmの大雨となり、塩沢地区では神社の社殿を潰し、御神木他3本が倒木、住宅4棟が流失し、重傷者2人を出す災害となった。同時期、船子地区でも全壊した住宅があった。

明治43年の洪水は、明治時代では最大の被害をもたらした。連日降雨が続き、万場地区では8月1日から10日までの間に降った総雨量は481.3mmで、1日の最大雨量は、8月10日の191mmであった。この洪水で、船子(高塩)の小沢川上流から大量の土砂が流出し、3戸が埋没、1戸が流失した。また、榎森の宝昌寺や万場一区にあった製糸工場下仁田社も流失した。

昭和10年9月の水害は、明治43年に匹敵する大被害で、鬼石町美原地区内県道上に土砂が流失し、交通途絶となった。9月24・25日本町における暴風雨被害は、家屋流出1棟、非住家流失3棟、死者1人、負傷者2人、橋梁流失1カ所、畑流失、埋没64ha、山林原野流失、崩壊20haであった。

昭和13年の水害は、本町最大の被害をもたらした。8月末の豪雨が9月1日洪水となって河川が氾濫し、柏木地区では不動橋が流失、万場地区では八幡橋が流失し、交通が途絶した。被害は、住宅流失30棟、非住家流失25棟、浸水家屋150戸、死者3人、負傷者4人、行方不明1人、畑流失35ha、橋梁流失12カ所、埋没、崩壊40haであった。

平成11年8月14日～15日、集中豪雨により河川増水、土砂流出し、すべての県道が全

面交通止、国道も生利と柏木地内で交通止めとなり、8世帯29人が避難した。24時間の総雨量が325mm、12日からの通算総雨量は413mmとなった。この災害で、町総合グラウンドでは管理棟全壊し、照明灯、フェンス等損壊した。また、山林火災用保管庫が損壊し、薬剤43缶が流失した。

平成19年9月5日～7日の台風9号では、総雨量504mm（最大24時間雨量422mm、最大時間雨量46mm）を観測、住宅の一部損壊1件、8世帯21人が自主避難した。死者、行方不明者はなかったが、県道下仁田小平線の崩落、林道桜井沢線における土砂流出により、持倉集落が3日間にわたり孤立化した。

令和元年10月11日～13日の台風19号では、降雨量462mmを記録し、町道・林道の崩落による4地区の孤立をはじめ、一時的な断水・停電などの被害が生じた。また、死者、行方不明者はなかったが、土砂災害の発生及び神流川の氾濫の危険性が高まったため、371世帯、735人に避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告を発令した。

## **(ウ) 雪害**

平成26年2月14日～15日にかけて、低気圧の接近・通過により関東地方では雪が降り続き、群馬県ではこれまでの最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。この大雪により、県内では多数の死者が生じたほか、高速道路や一般道が相次いで通行不能となり、道路網・交通網が麻痺した。また、長時間にわたる停電や山間地域での孤立集落の発生、家屋の損傷やカーポート、農業施設の倒壊が相次いで発生するなど、甚大な被害をもたらした。

本町では、120cmの積雪を記録し、15棟の家屋が一部損壊となる被害を受けた。また、町内の県道においても通行規制や通行不能となる区間が生じたほか、町内のいくつかの集落が孤立化し、解消に5日間かかるところもあった。

## 資料2 マトリクス(「起きてはならない最悪の事態」と施策との対応表)

強靱化を図るうえで設定した32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、強靱化を推進するにあたっての個別の施策を対応表（マトリクス）に整理しました。

マトリクスの整理に際しては、強靱化を推進するにあたっての個別の施策と関連する本町の総合計画に示される施策を併せて整理しました。

(表の見方)

※ [ ] 内の数値は、本編の表4 (p.11) で提示した強靱化を図るにあたっての施策のNo.と対応しています。

※ ( ) は、「第2次 神流町総合計画／第3編 基本計画」に掲載されている施策のうち、強靱化を図るにあたっての施策との関連性が高いものを併記しています。

( ) の数値は、「第2次 神流町総合計画／第3編 基本計画」に掲載される「章-節-施策の番号」と対応しています。(p.47の「(参考)「第2次 神流町総合計画／第3編 基本計画」に掲載されている施策の一覧」をご参考ください。)

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(案)		施策					
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	【1.生活】 消防・安全 治山・治水 保健・医療・福祉	【2.産業】 農振漁業 商工業 雇用 観光	【3.環境】 環境保全 生活環境 土地利用 道路	【4.人づくり】 教育 生涯学習・スポーツ 青少年の健全育成 歴史・文化	【5.交流】 交流 I・Uターン 定住促進	【6.自立・協働】 地域コミュニティ 住民参加 行財政運営 男女共同参画
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、林野火災による多数の死傷者の発生	[1] 公共施設・住宅等の建築物の耐震化 [5] 避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7] 要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9] 地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [13] 災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)		[1] 公共施設・住宅等の建築物の耐震化 (3-4-2.住宅環境の整備) [2] 空き家対策 (3-4-1.集落内住環境の整備) [3] 市街地の整備 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-4-2.住宅環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-8-1.計画的・有効的な土地利用) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [12] 災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-6-3.公共交通の確保)	[1] 公共施設・住宅等の建築物の耐震化 (4-3-2.生涯スポーツ施設の充実) [9] 地域防災力の向上 (4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2.学校教育内容の充実) (4-2-1.生涯学習活動の推進)	[2] 空き家対策 (5-3-1.空き家等の有効活用) [3] 市街地の整備 (5-3-1.空き家等の有効活用)	[9] 地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用)
	1-2 異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	[3] 市街地の整備 (1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) [5] 避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7] 要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9] 地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [11] 治山治水施設の整備・機能保全 (1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) (1-2-2.河川整備) [13] 災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)		[3] 市街地の整備 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-4-2.住宅環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-8-1.計画的・有効的な土地利用) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [12] 災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-6-3.公共交通の確保)	[9] 地域防災力の向上 (4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2.学校教育内容の充実) (4-2-1.生涯学習活動の推進)		[9] 地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用)
	1-3 土砂災害(深層崩壊)や大規模な火山噴火で降り積もった火山灰の土石流等による多数の死傷者の発生	[3] 市街地の整備 (1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) [5] 避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7] 要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9] 地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [11] 治山治水施設の整備・機能保全 (1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) (1-2-2.河川整備) [13] 災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)	[2] 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-5.林業基盤整備) (2-1-6.森林資源の活用と保全)	[3] 市街地の整備 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-4-2.住宅環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-8-1.計画的・有効的な土地利用) [6] 防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [12] 災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-6-3.公共交通の確保)	[9] 地域防災力の向上 (4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2.学校教育内容の充実) (4-2-1.生涯学習活動の推進)		[9] 地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用)



事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(案)		施策					
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	【1.生活】 消防・安全 治山・治水 保健・医療・福祉	【2.産業】 農振漁業 商工業 雇用 観光	【3.環境】 環境保全 生活環境 土地利用 道路	【4.人づくり】 教育 生涯学習・スポーツ 青少年の健全育成 歴史・文化	【5.交流】 交流 I・Uターン 定住促進	【6.自立・協働】 地域コミュニティ 住民参加 行財政運営 男女共同参画
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生(豪雪に伴う被害の拡大)	[5]避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9]地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [10]広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [12]災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備) [13]災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)		[3]市街地の整備 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-4-2.住宅環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-8-1.計画的・有効的な土地利用) [6]防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [12]災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-6-3.公共交通の確保)	[9]地域防災力の向上 (4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備) [10]広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2.学校教育内容の充実) (4-2-1.生涯学習活動の推進)		[9]地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用)
1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	[5]避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [6]防災情報の精度向上及び迅速な提供 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9]地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [10]広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (1-1-3.火災・防災予防の啓発)		[3]市街地の整備 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-4-2.住宅環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-8-1.計画的・有効的な土地利用) [6]防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [12]災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) (3-6-3.公共交通の確保)	[9]地域防災力の向上 (4-1-1.青少年育成環境と推進体制の整備) [10]広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2.学校教育内容の充実) (4-2-1.生涯学習活動の推進)		[9]地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用)

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(案)		施策					
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	【1.生活】 消防・安全 治山・治水 保健・医療・福祉	【2.産業】 農振漁業 商工業 雇用 観光	【3.環境】 環境保全 生活環境 土地利用 道路	【4.人づくり】 教育 生涯学習・スポーツ 青少年の健全育成 歴史・文化	【5.交流】 交流 Uターン 定住促進	【6.自立・協働】 地域コミュニティ 住民参加 行財政運営 男女共同参画
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	[4]緊急輸送道路等の確保 (1-5-2.救急医療体制の強化) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [14]食料・物資等の供給 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [16]人的支援の受入れ体制の整備		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) [15]水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-3-1.水道施設の整備) [20]企業の事業継続計画(BCP)策定の促進 [23]エネルギー供給体制の整備 (3-1-1.環境負荷への負荷の少ないまちづくり)			
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	[4]緊急輸送道路等の確保 (1-5-2.救急医療体制の強化) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [11]治山治水施設の整備・機能保全 (1-2-1.治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) (1-2-2.河川整備) [14]食料・物資等の供給 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発)	[21]農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-5.林業基盤整備) (2-1-6.森林資源の活用と保全)	[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) [9]地域防災力の向上 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実)			[8]早期の復旧・復興(町内建設業者との連携体制の構築) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) [25]地域コミュニティの強化 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) (6-1-3.コミュニティ施設の整備)
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	[4]緊急輸送道路等の確保 (1-5-2.救急医療体制の強化) [13]災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実)			[8]早期の復旧・復興(町内建設業者との連携体制の構築) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) [25]地域コミュニティの強化 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) (6-1-3.コミュニティ施設の整備)
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	[4]緊急輸送道路等の確保 (1-5-2.救急医療体制の強化) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [17]医療体制の強化 (1-5-1.医療機器と体制の充実) (1-5-2.救急医療体制の強化)		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実)			[25]地域コミュニティの強化 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) (6-1-3.コミュニティ施設の整備)
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	[18]感染症対策 (1-1-1.消防・防災体制の充実)		[15]水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-2-3.合併処理浄化槽設置の推進) (3-3-2.水源・水質の確保)			
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	[5]避難誘導體制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [17]医療体制の強化 (1-5-1.医療機器と体制の充実) (1-5-2.救急医療体制の強化) [18]感染症対策 (1-1-1.消防・防災体制の充実)		[8]早期の復旧・復興(災害廃棄物対策) (3-2-2.ごみの適正処理と資源化) [15]水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-2-3.合併処理浄化槽設置の推進) (3-3-2.水源・水質の確保)			
	2-7 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態	[7]要配慮者への支援 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) (1-7-1.地域福祉推進体制の充実) (1-7-3.福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) (1-9-4.(高齢者福祉施設)施設整備) [9]地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発)		[12]災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保 (3-6-3.公共交通の確保)			[9]地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) [25]地域コミュニティの強化 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) (6-1-3.コミュニティ施設の整備)

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(案)		施策					
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	【1.生活】 消防・安全 治山・治水 保健・医療・福祉	【2.産業】 農振漁業 商工業 雇用 観光	【3.環境】 環境保全 生活環境 土地利用 道路	【4.人づくり】 教育 生涯学習・スポーツ 青少年の健全育成 歴史・文化	【5.交流】 交流 I-Uターン 定住促進	【6.自立・協働】 地域コミュニティ 住民参加 行財政運営 男女共同参画
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	[9]地域防災力の向上(社会秩序維持のための防犯体制整備の必要性) (1-4-1.地域防犯活動の推進) (1-4-2.防犯施設の充実)					
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	[1]公共施設・住宅等の建築物の耐震化 [13]災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備) [16]人的支援の受入れ体制の整備 [19]行政における業務継続のための体制整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実)			[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実)		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	[1]公共施設・住宅等の建築物の耐震化			[3]市街地の整備 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応)		
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	[5]避難誘導体制の整備 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [6]防災情報の精度向上及び迅速な提供 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応) [7]要配慮者への支援 (1-7-4.要配慮者の把握) (1-9-2.在宅生活支援の推進) [9]地域防災力の向上 (1-1-3.火災・防災予防の啓発) [13]災害対応力の強化 (1-1-1.消防・防災体制の充実) (1-1-2.消防団の統合と施設整備)			[3]市街地の整備 (3-5-1.情報通信基盤等の充実) (3-5-2.情報化社会への対応) (3-5-3.電子自治体への対応)		[9]地域防災力の向上 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) [25]地域コミュニティの強化 (6-1-1.地区懇談会の実施) (6-1-2.地区担当職員の有効活用) (6-1-3.コミュニティ施設の整備)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		[20]企業の事業継続計画(BCP)策定の促進 [22]事業者への金融支援		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) [23]エネルギー供給体制の整備 (3-1-1.環境負荷への負荷の少ないまちづくり)		
	5-2 食料等の安定供給の停滞		[8]早期の復旧・復興 (2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2.耕作放棄地の解消) [21]農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2.耕作放棄地の解消) (2-1-3.地域農業の振興と6次産業化) (2-3-2.地域資源と交流企画による観光) (2-4-2.特産品等の開発) [22]事業者への金融支援		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実)	[8]早期の復旧・復興 (5-3-3.雇用の創出)	
	5-3 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		[8]早期の復旧・復興 (2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2.耕作放棄地の解消) [21]農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-1.新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2.耕作放棄地の解消) (2-1-3.地域農業の振興と6次産業化) (2-3-2.地域資源と交流企画による観光) (2-4-2.特産品等の開発)		[15]水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-3-1.水道施設の整備)	[8]早期の復旧・復興 (5-3-3.雇用の創出)	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	[14]食料・物資等の供給 (1-1-1.消防・防災体制の充実)	[20]企業の事業継続計画(BCP)策定の促進 [22]事業者への金融支援		[4]緊急輸送道路等の確保 (3-4-1.集落内住環境の整備) (3-6-1.国道・県道の整備促進) (3-6-2.町道の整備と充実) [23]エネルギー供給体制の整備 (3-1-1.環境負荷への負荷の少ないまちづくり)		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	[14]食料・物資等の供給 (1-1-1.消防・防災体制の充実)			[15]水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-3-1.水道施設の整備)		



事前に備えるべき目標とリスクシナリオ(案)		施策						
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	【1.生活】 消防・安全 治山・治水 保健・医療・福祉	【2.産業】 農振漁業 商工業 雇用 観光	【3.環境】 環境保全 生活環境 土地利用 道路	【4.人づくり】 教育 生涯学習・スポーツ 青少年の健全育成 歴史・文化	【5.交流】 交流 I・Uターン 定住促進	【6.自立・協働】 地域コミュニティ 住民参加 行財政運営 男女共同参画	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	[11] 治山治水施設の整備・機能保全 (1-2-1. 治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) (1-2-2. 河川整備)	[21] 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-5. 林業基盤整備) (2-1-6. 森林資源の活用と保全)	[4] 緊急輸送道路等の確保 (3-4-1. 集落内住環境の整備) (3-6-1. 国道・県道の整備促進) (3-6-2. 町道の整備と充実)				
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃			[8] 早期の復旧・復興(災害廃棄物対策) (3-2-2. ごみの適正処理と資源化) [15] 水道施設の耐震化・老朽化対策 (3-2-3. 合併処理浄化槽設置の推進) (3-3-2. 水源・水質の確保)				
	7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃		[8] 早期の復旧・復興 (2-1-1. 新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2. 耕作放棄地の解消) [21] 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-1. 新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2. 耕作放棄地の解消) (2-1-3. 地域農業の振興と6次産業化) (2-1-5. 林業基盤整備) (2-1-6. 森林資源の活用と保全) (2-3-2. 地域資源と交流企画による観光) (2-4-2. 特産品等の開発)			[8] 早期の復旧・復興 (5-3-3. 雇用の創出)		
	7-4 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	[11] 治山治水施設の整備・機能保全 (1-2-1. 治山・治水・急傾斜地崩落対策等の事情推進) (1-2-2. 河川整備)						
	7-5 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生		[24] 風評被害の防止に向けた正確な情報発信 (2-2-2. 観光消費の拡大) (2-2-3. 観光「かな」の確立とPR)		[24] 風評被害の防止に向けた正確な情報発信 (4-4-2. 青少年育成事業の充実)			
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			[8] 早期の復旧・復興(災害廃棄物対策) (3-2-2. ごみの適正処理と資源化)				
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	[16] 人的支援の受入れ体制の整備	[21] 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-1. 新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2. 耕作放棄地の解消) (2-1-3. 地域農業の振興と6次産業化) (2-1-5. 林業基盤整備) (2-1-6. 森林資源の活用と保全) (2-3-2. 地域資源と交流企画による観光) (2-4-2. 特産品等の開発)			[27] 地域産業の振興と移住者の定住の促進 (5-3-1. 空き家等の有効活用) (5-3-2. 定住化の促進) (5-3-3. 雇用の創出)	[25] 地域コミュニティの強化 (6-1-1. 地区懇談会の実施) (6-1-2. 地区担当職員の有効活用) (6-1-3. コミュニティ施設の整備)	
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				[27] 地域産業の振興と移住者の定住の促進 (4-5-1. 文化財の保存) (4-5-2. 文化財愛護思想の普及) (4-5-3. 文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承)		[25] 地域コミュニティの強化 (6-1-1. 地区懇談会の実施) (6-1-2. 地区担当職員の有効活用) (6-1-3. コミュニティ施設の整備)	
	8-4 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態			[1] 公共施設・住宅等の建築物の耐震化 (3-4-2. 住宅環境の整備) [26] 国土調査の推進 (3-7-1. 土地境界及び地籍の明確化) (3-7-2. 国土調査推進体制の充実) (3-7-3. 国土調査の啓発)		[27] 地域産業の振興と移住者の定住の促進 (5-3-1. 空き家等の有効活用) (5-3-2. 定住化の促進) (5-3-3. 雇用の創出)	[25] 地域コミュニティの強化 (6-1-1. 地区懇談会の実施) (6-1-2. 地区担当職員の有効活用) (6-1-3. コミュニティ施設の整備)	
	8-5 後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災				[1] 公共施設・住宅等の建築物の耐震化 [27] 地域産業の振興と移住者の定住の促進 (4-5-1. 文化財の保存) (4-5-2. 文化財愛護思想の普及) (4-5-3. 文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承)			
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態	[7] 要配慮者への支援 (1-1-3. 火災・防災予防の啓発) (1-7-1. 地域福祉推進体制の充実) (1-7-3. 福祉施設のユニバーサルデザイン化) (1-7-4. 要配慮者の把握) (1-9-2. 在宅生活支援の推進) (1-9-4. (高齢者福祉施設)施設整備)	[21] 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成 (2-1-1. 新規就農者及び農業後継者の確保と育成) (2-1-2. 耕作放棄地の解消) (2-1-3. 地域農業の振興と6次産業化) (2-1-5. 林業基盤整備) (2-1-6. 森林資源の活用と保全) (2-3-2. 地域資源と交流企画による観光) (2-4-2. 特産品等の開発)	[3] 市街地の整備 (3-4-1. 集落内住環境の整備) (3-4-2. 住宅環境の整備) (3-8-1. 計画的・有効的な土地利用)	[9] 地域防災力の向上 (4-1-1. 青少年育成環境と推進体制の整備) [10] 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実 (4-1-2. 学校教育内容の充実) (4-2-1. 生涯学習活動の推進)	[27] 地域産業の振興と移住者の定住の促進 (5-3-1. 空き家等の有効活用) (5-3-2. 定住化の促進) (5-3-3. 雇用の創出)	[9] 地域防災力の向上 (6-1-1. 地区懇談会の実施) (6-1-2. 地区担当職員の有効活用) [25] 地域コミュニティの強化 (6-1-1. 地区懇談会の実施) (6-1-2. 地区担当職員の有効活用) (6-1-3. コミュニティ施設の整備)	



### 資料3 「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性の評価結果を以下の通りまとめました。

#### 【備えるべき目標】1. 直接死を最大限防ぐ

##### 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 1-1.地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、林野火災による多数の死傷者の発生
- 1-2.異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-3.土砂災害（深層崩壊）や大規模な火山噴火で降り積もった火山灰の土石流等による多数の死傷者の発生
- 1-4.暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（豪雪に伴う被害の拡大）
- 1-5.情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

対象の 事態	脆弱性評価
1-1	<p>■ 公共施設・住宅等の建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共施設は、昭和62年から平成3年を中心に整備されてきたところであるが、今後20年のうちに更新時期をむかえる施設もあり、少子高齢化の進行に鑑みて公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要である。</li> <li>・本町では昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規程に適合しない住宅等の建築物も散見される。また、本町では54戸の町営住宅を整備してきたところであるが、老朽化を見据えた維持管理が必要である。</li> </ul>
1-1	<p>■ 空き家対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の集落は、神流川やその支川沿いの狭い平坦地に点在し、人口の減少に伴い、各集落における空き家の増加が見受けられる。このような空き家の一部は、本町の景観や快適な住環境を損なうことに加え、地震時の倒壊による道路閉塞や通行人の被災、火災・延焼の要因となるおそれがあることから、地域や空き家所有者の協力のもと、有効利用や解体などの必要がある。</li> </ul>
1-1 1-2 1-3 1-4	<p>■ 市街地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の土地利用は、主に森林、農地、宅地、水面・河川に大別することができ、町の総面積の約9割を森林が占めている。住宅地は、神流川本支流沿いに点在しており、土砂災害警戒区域に係るところも多く、水害・土砂災害に係る防災・減災対策の推進が求められる。</li> </ul>
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■ 市街地の整備（情報通信基盤の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の居住環境は、福祉などの生活基盤を中心とした定住環境を整備してきたほか、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信の整備により、都市部との生活における、地域間格差の解消を目指してきたところである。災害時に向け、そうした生活基盤を維持する対策、体制が必要である。</li> </ul>

対象の事象	脆弱性評価
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■市街地の整備（道路交通網の整備）</p> <p>・本町は山地により隔絶された地形であることから、モータリゼーション時代の今日、生活、文化、産業発展の基幹道路となる、国道462号及び国道299号が災害時において断絶される場合は、外部との交流が不可能となり、孤立化するおそれがある。</p>
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■避難誘導體制の整備</p> <p>・本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定が平成18・19年度になされ、土砂災害の危険区域が明示された。そのなかでは、過去に大きな災害の発生がないと思われる、小溪流、急傾斜地も含まれており、その対策が求められる。このことから、土砂災害警戒区域や河川の氾濫区域を町民に周知するとともに、自助・共助・公助が一体となった避難誘導體制等の減災対策を講じる必要がある。</p>
1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■避難誘導體制の整備（分散避難の推進）</p> <p>・新型コロナウイルス感染症など、感染症の蔓延防止の観点から、避難所への避難者の集中を避けるために、町が指定する場所以外への避難（分散避難）の必要性を予め周知しておくことが求められる。</p>
1-2 1-3 1-5	<p>■避難誘導體制の整備（避難確保計画の策定と訓練の推進）</p> <p>■要配慮者への支援（避難確保計画の策定と訓練の推進）</p> <p>・町内には土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設も存在し、当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進していく必要がある。</p>
1-2 1-3 1-5	<p>■防災情報の精度向上及び迅速な提供</p> <p>・気象予警報や土砂災害警戒情報に加え、気象庁等から公表されている、警戒レベル相当の各種災害情報（土砂災害危険度分布図等）の活用をふまえ、的確な避難情報等の発令を心がける必要がある。</p> <p>また、警戒レベルと避難情報、各種災害情報の活用、情報伝達等に関して、防災マップの配布等を通じて、町民に周知・啓発を図る必要がある。</p>
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■防災情報の精度向上及び迅速な提供（情報伝達体制）</p> <p>・災害時において町民の迅速かつ適切な避難誘導を図るため、情報伝達体制及び情報伝達施設の整備を図る必要がある。</p>
1-1 1-2 1-3 1-4	<p>■要配慮者への支援</p> <p>・高齢化が進む本町では、高齢化率が6割を超えており（2021.1.1現在）、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。このため、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定、整備を推進する必要がある。</p>
1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■要配慮者への支援（自助・共助の推進）</p> <p>・支援の人手が不足するなか、高齢者等の要配慮者への避難支援については、「支援する対象者を減らせないか」、「支援してくれる人を増やせないか」といった観点から取り組むしかない。このため、まずは要配慮者においても「自助」としてできる対応、すなわち「支援してくれる人」の確保（同居・別居に限らず自分の「家族」や「親戚・知人」、サービス事業者、ケアマネジャーの助言等、自らが日ごろ持っている資源や人脈、利用しているサービスの活用）を依頼することが重要であり、併せて、町や消防団、自主防災組織、民生児童委員等といった共助・公助による支援体制を整備していく必要がある。</p>

対象の事象	脆弱性評価
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、行政たる公助のみならず、町民による自助・共助を促す取組が必要である。</li> </ul> <p>自助の観点からは、「自らの命は自らで守る」といった認識のもと、地震防災においては家屋の耐震化、家具の固定化等の推進、風水害においては発災前の適切な避難の実施を行ってもらうことが重要である。</p> <p>また、共助の観点からは、災害時における避難支援、救助活動、避難所運営などの応急対応において、消防団、自主防災組織等の組織活動を通じながら、町民が連携して災害を乗り越える体制整備が必要である。</p>
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	<p>■広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上にあたっては、子供の頃からの学校教育を通じて「自らの命を自らが守る」ことが地域の当たり前の意識、行動として根付かせて行くことが重要である。また、児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。</li> <li>・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要である。このため、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。</li> </ul>
1-2 1-3	<p>■治山治水施設の整備・機能保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神流川や複数の支川が流入している本町は、地形が急峻であることから河床勾配も急で、大雨や台風などによる災害を受けやすく、更に戦後まもなく植林された山林が、伐期を過ぎ、荒廃した山々は、保水、洪水調整機能を果たさず、大きな災害を引き起こすおそれがある。今後、さらなる治山・治水対策事業の実施について、国・県に対し、積極的に要望するとともに、国土保全の観点から、森林整備とあわせ森林資源の有効活用を促進する必要がある。</li> <li>・台風やゲリラ豪雨による自然災害は、町民の人命・財産の安全を脅かすおそれがある。本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された。このことから、地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより、危険な地域を明らかにし、土砂災害特別警戒区域を中心に、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備や防災計画を進める必要がある。</li> </ul>
1-1 1-2 1-3 1-4	<p>■災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保（国道・県道の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の基幹道路は、国道462号及び国道299号、主要地方道富岡・神流線、主要地方道高崎・神流・秩父線及び県道小平下仁田線である。特に国道462号は、町の中心部を神流川沿いに貫通しており、本町と藤岡市を結ぶ重要道路である。近年では、坂原工区、魚尾工区などの改良工事が進められ、橋梁の設置や急カーブの解消が進んでいるが、現在も多くのカーブが連続し、安全性や防災面で早期に解決しなければならない課題が残されている。</li> <li>また、国道299号も本町と埼玉県秩父市を結ぶ重要な道路になっているが、未改良区間が多く、早急なる改良が課題となっている。そのほか、主要地方道、一般県道についても未整備、未改良区間が多く残されており、これらの改良が急務である。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
1-1 1-2 1-3 1-4	<p>■災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保（町道の整備）</p> <p>・町道については、464路線、実延長241kmであり、町民生活の連絡網として重要な役割を果たしている。今後は、基幹道路と集落を結ぶ路線の整備及び橋梁の老朽化に伴う補修工事を計画的に図る必要がある。</p>
1-4	<p>■災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保（大雪対策）</p> <p>・大雪によって、道路交通に支障をきたすおそれがあり、早期に回復するための備えや体制を整備しておく必要がある。</p>
1-1 1-2 1-3 1-4	<p>■災害対応力の強化</p> <p>・本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されている。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっている。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実を図る必要がある。</p>

**【備えるべき目標】2.救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 2-1.被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-2.多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-3.自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4.医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-5.被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 2-6.劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
- 2-7.避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態

対象の 事態	脆弱性評価
2-1 2-2	<p>■食料・物資等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用食料や物資等の防災備蓄について、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。また、備蓄を行う品目について、配慮が必要な方のための食糧及び生活物資（流動食、アレルギー食、液体ミルク、オムツなど）の充実を検討する必要がある。</li> <li>・また、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。</li> <li>・災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。</li> </ul>
2-1	<p>■水道施設の耐震化・老朽化対策（水道施設の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏木地区や平原地区に見受けられる畑地などに布設されている配水管（水道本管）の道路敷地内への布設替えと配水管の老朽化に伴う漏水対策が急務である。</li> <li>・また、未給水地区については、今後早い機会に解消を図り、全町の完全給水を実現することが望ましい。</li> </ul>
2-1	<p>■エネルギー供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。また、ガス供給設備の耐震化（例：ガス低圧導管の耐震化等）を進める必要がある。さらに、早期復旧のための体制及び資機材等を整備する必要がある。</li> <li>・昨今のエネルギー政策においては、太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる新たな産業を育てようという動きが始まっている。こうした複数の手段によるエネルギー確保対策は、災害時におけるレジリエンスを高めることにも貢献するものと思われる。</li> </ul>



対象の 事態	脆弱性評価
2-1 2-2 2-3 2-4	<p>■緊急輸送道路等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> <li>・また、本町の地理的条件から、近年では主要病院への救急患者の輸送においては、ドクターヘリを要請する機会が多くなっており、ヘリポートの管理とともに、ヘリポートへのアクセス道の機能向上、防災対策の推進を図る必要がある。</li> </ul>
2-1	<p>■企業の事業継続計画（BCP）策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては町内経済の停滞につながる恐れがある。</li> <li>・町内事業者に対して、町内における災害リスクに対する正しい知識を習得してもらうとともに、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。</li> </ul>
2-1	<p>■人的支援の受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら、環境整備に努める必要がある。災害ボランティアの人員が不足した場合、救援・復興が大幅に遅延するおそれがあるため、その受入れ、活動支援体制を整備しておく必要がある。</li> <li>・物資や人員等の受入、被災自治体への派遣等を円滑に行うための受援・応援体制を整備する必要がある。また、自治体や民間団体との防災協定を締結し、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>
2-1 2-2 2-4 2-6 2-7	<p>■要配慮者への支援【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む本町では、高齢化率が6割を超えており（2021.1.1現在）、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。このため、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定、整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>■要配慮者への支援（自助・共助の推進）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の人手が不足するなか、高齢者等の要配慮者への避難支援については、「支援する対象者を減らせないか」、「支援してくれる人を増やせないか」といった観点から取り組むしかない。このため、まずは要配慮者においても「自助」としてできる対応、すなわち「支援してくれる人」の確保（同居・別居に限らず自分の「家族」や「親戚・知人」、サービス事業者、ケアマネジャーの助言等、自らが日ごろ持っている資源や人脈、利用しているサービスの活用）を依頼することが重要であり、併せて、町や消防団、自主防災組織、民生児童委員等といった共助・公助による支援体制を整備していく必要がある。</li> </ul> <p>■要配慮者への支援（避難確保計画の策定と訓練の推進）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内には土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設も存在し、当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進していく必要がある。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
2-2	<p>■ 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（林業基盤の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道については、森林の適切な保全、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。H28時点では、28路線、実延長99.87km、舗装率64%の整備率であるが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗堀などの維持管理が必要である。</li> <li>・ 林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、地域の担い手確保のためにも、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要である。</li> </ul>
2-2	<p>■ 治山治水施設の整備・機能保全【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神流川や複数の支川が流入している本町は、地形が急峻であることから河床勾配も急で、大雨や台風などによる災害を受けやすく、更に戦後まもなく植林された山林が、伐期を過ぎ、荒廃した山々は、保水、洪水調整機能を果たさず、大きな災害を引き起こすおそれがある。今後、さらなる治山・治水対策事業の実施について、国・県に対し、積極的に要望するとともに、国土保全の観点から、森林整備とあわせ森林資源の有効活用を促進する必要がある。</li> <li>・ 本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された。このことから、地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより、危険な地域を明らかにし、土砂災害特別警戒区域を中心に、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備や防災計画を進める必要がある。</li> </ul>
2-2	<p>■ 地域防災力の向上（孤立化対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町では、道路の寸断により集落が孤立化するおそれもあるため、孤立した場合でも対応できるだけの備えや体制の整備、及び孤立化集落との連絡手段確保等を行う必要がある。</li> </ul>
2-2 2-3	<p>■ 早期の復旧・復興（担い手の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害後の早期復旧・復興の実現にあたっては、建設等に関わる町内における担い手確保とその対策が必要である。</li> </ul>
2-2 2-3 2-4 2-7	<p>■ 地域コミュニティの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防・防災等への影響など、集落自治機能の低下が懸念される状況にある。これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要がある。</li> <li>・ さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題である。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
2-3	<p>■災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されている。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっている。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・また、各消防団に配備されている消防自動車は、更新時期を迎えていることから、計画的な配備を検討する必要がある。</li> </ul>
2-4	<p>■医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の医療機関は、公設の診療所が万場地区と神ヶ原地区にあり、常勤の医師2名がそれぞれの施設で診療にあっている。また、隣接の診療所（上野村）と連携を図り、交代制による休日診療を実施するほか、本町における夜間の救急診療も実施している。本町は、町民の高齢化とともに、診察や治療を必要とする患者が増え、医療の重要性が非常に高まっている状況である。</li> <li>・しかしながら、重病患者への対応や高度な検査を要する場合は、設備や医療体制の問題から、多野藤岡医療事務市町村組合（一部事務組合）が運営する、公立藤岡総合病院や隣接する鬼石病院などへの紹介となり、本町における診療は、初期診療や経過観察などにとどまることから、医療設備や体制整備の充実が課題である。</li> </ul>
2-5	<p>■感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や生活環境を衛生的にしておく必要がある。</li> <li>・避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管理など、助言・指導を行っていく必要がある。</li> </ul>
2-5 2-6	<p>■避難誘導體制の整備（分散避難の推進）</p> <p>■感染症対策（分散避難の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の蔓延防止の観点から、避難所への避難者の集中を避けるために、町が指定する場所以外への避難（分散避難）の推進を図るべく、それを周知することが求められる。</li> </ul>
2-5 2-6	<p>■水道施設の耐震化・老朽化対策（水質保全）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の水道を取り巻く環境は、水源の確保、水質の汚染及び施設の老朽化などが懸念され、特に水源においては、通常は清澄であるが、降雨時には一時的に高濁度となる。</li> <li>・そのほか、昨今の有害鳥獣などの野生動物の増加により、その糞便などが水源水質悪化（O-157、クリプトスポリジウムなどの細菌・原虫が繁殖する可能性）を引き起こすおそれが懸念され、濁度問題とともにこれらの対策が必要となっている。</li> </ul>
2-6	<p>■早期の復旧復興（災害廃棄物処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。</li> </ul>



対象の 事態	脆弱性評価
2-7	<p>■地域防災力の向上【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、行政たる公助のみならず、町民による自助・共助を促す取組が必要である。</li> <li>・共助の観点からは、災害時における避難支援、救助活動、避難所運営などの応急対応において、消防団、自主防災組織等の組織活動を通じながら、町民が連携して災害を乗り切る体制整備が必要である。</li> </ul>
2-7	<p>■災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保（公共交通の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共交通機関は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が事務を執り、本町を含む関係市町村間で代替バスの運行を行っている。しかしながら、自動車保有率増加の影響や人口の減少などによる利用者の減少から、今後の利用促進と活用について対策が求められている。そのほか、町営による福祉バスや社会福祉協議会による有償タクシーの運行を行っているが、運行本数の見直しなどを含めた利用者ニーズへの対策が求められている。</li> <li>・幹線道路から離れた、代替バスが運行していない集落到に住む高齢者の足を確保する必要がある。</li> </ul>

**【備えるべき目標】 3 必要不可欠な行政機能は確保する**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 3-1.被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2.地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の 事態	脆弱性評価
3-1	<p>■地域防災力の向上（防犯体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の社会秩序を維持するため、警察と連携して救出救助、治安対策、交通対策等を講じる必要がある。</li> <li>・本町には、駐在所が2箇所あり、管轄である藤岡警察署をはじめとする、防犯関係団体と協力しながら防犯対策を推進しているところである。社会情勢の変化に伴い、全国的な犯罪件数の増加とともに、犯罪の凶悪化・低年齢化が進む中、また、災害時においては避難等により自宅をあけることも生じることから、防犯の啓発や教育、情報提供を積極的に実施し、関係機関との連携を強化した、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めることが必要である。</li> </ul>
3-2	<p>■公共施設・住宅等の建築物の耐震化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共施設は、昭和62年から平成3年を中心に整備されてきたところであるが、今後20年のうちに更新時期をむかえる施設もあり、少子高齢化の進行に鑑みて公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要である。</li> </ul>
3-2	<p>■災害対応力の強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されている。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっている。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実に図る必要がある。</li> <li>・また、各消防団に配備されている消防自動車は、更新時期を迎えていることから、計画的な配備を検討する必要がある。</li> </ul>
3-2	<p>■行政における業務継続のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画における応急対策業務や緊急時優先業務について、対象業務の業務執行に必要な人員等をあらかじめ想定し、受援を念頭に置いた業務継続体制を整理しておく必要がある。</li> </ul>
3-2	<p>■人的支援の受入れ体制の整備（受援体制の確立）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資や人員等の受入、被災自治体への派遣等を円滑に行うための受援・応援体制を整備する必要がある。また、自治体や民間団体との防災協定を締結し、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>
3-2	<p>■緊急輸送道路等の確保【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> </ul>

**【備えるべき目標】 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**

**起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）**

- 4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

対象の 事態	脆弱性評価
4-1 4-2	<p>■市街地の整備（情報通信基盤の整備）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の居住環境は、福祉などの生活基盤を中心とした定住環境を整備してきたほか、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信の整備により、都市部との生活における、地域間格差の解消を目指してきたところである。災害時に向け、そうした生活基盤を維持する対策、体制が必要である。</li> </ul>
4-1	<p>■公共施設・住宅等の建築物の耐震化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共施設は、昭和62年から平成3年を中心に整備されてきたところであるが、今後20年のうちに更新時期をむかえる施設もあり、少子高齢化の進行に鑑みて公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要である。</li> </ul>
4-2	<p>■防災情報の精度向上及び迅速な提供（情報伝達体制の整備）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において町民の迅速かつ適切な避難誘導を図るため、情報伝達体制及び情報伝達施設の整備を図る必要がある。</li> </ul>
4-2	<p>■避難誘導體制の整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定が平成18・19年度になされ、土砂災害の危険区域が明示された。そのなかでは、過去に大きな災害の発生がないと思われる、小渓流、急傾斜地も含まれており、その対策が求められる。このことから、土砂災害警戒区域や河川の氾濫区域を町民に周知するとともに、自助・共助・公助が一体となった避難誘導體制等の減災対策を講じる必要がある。</li> </ul>
4-2	<p>■地域防災力の向上【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、行政たる公助のみならず、町民による自助・共助を促す取組が必要である。</li> <li>・自助の観点からは、「自らの命は自らで守る」といった認識のもと、地震防災においては家屋の耐震化、家具の固定化等の推進、風水害においては発災前の適切な避難の実施を行ってもらうことが重要である。</li> <li>・共助の観点からは、災害時における避難支援、救助活動、避難所運営などの応急対応において、消防団、自主防災組織等の組織活動を通じながら、町民が連携して災害を乗り越える体制整備が必要である。</li> </ul>
4-2	<p>■要配慮者への支援【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む本町では、高齢化率が6割を超えており（2021.1.1現在）、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。このため、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定、整備を推進する必要がある。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
4-2	<p>■要配慮者への支援（自助・共助の推進）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の人手が不足するなか、高齢者等の要配慮者への避難支援については、「支援する対象者を減らせないか」、「支援してくれる人を増やせないか」といった観点から取り組むしかない。このため、まずは要配慮者においても「自助」としてできる対応、すなわち「支援してくれる人」の確保（同居・別居に限らず自分の「家族」や「親戚・知人」、サービス事業者、ケアマネジャーの助言等、自らが日ごろ持っている資源や人脈、利用しているサービスの活用）を依頼することが重要であり、併せて、町や消防団、自主防災組織、民生児童委員等といった共助・公助による支援体制を整備していく必要がある。</li> </ul>
4-2	<p>■災害対応力の強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されている。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっている。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・また、各消防団に配備されている消防自動車は、更新時期を迎えていることから、計画的な配備を検討する必要がある。</li> </ul>
4-2	<p>■地域コミュニティの強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防・防災等への影響など、集落自治機能の低下が懸念される状況にある。これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要がある。</li> <li>・さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題である。</li> </ul>

**【備えるべき目標】5 経済活動を機能不全に陥らせない**

**起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）**

- 5-1.防エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-2.食料等の安定供給の停滞
- 5-3.異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響  
災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

対象の 事態	脆弱性評価
5-1	<p>■エネルギー供給体制の整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPGガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。また、ガス供給設備の耐震化（例：ガス低圧導管の耐震化等）を進める必要がある。さらに、早期復旧のための体制及び資機材等を整備する必要がある。</li> <li>・昨今のエネルギー政策においては、太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる新たな産業を育てようという動きが始まっている。こうした複数の手段によるエネルギー確保対策は、災害時におけるレジリエンスを高めることにも貢献するものと思われる。</li> </ul>
5-1	<p>■企業の事業継続計画（BCP）策定の促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては町内経済の停滞につながる恐れがある。</li> <li>・町内事業者に対して、町内における災害リスクに対する正しい知識を習得してもらうとともに、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。</li> </ul>
5-1 5-2	<p>■事業者への金融支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。</li> </ul>
5-1 5-2	<p>■緊急輸送道路等の確保【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> </ul>
5-2 5-3	<p>■早期の復旧・復興（農業関連施設の早期復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害により、農地や水路、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備が必要である。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
5-2 5-3	<p>■農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（農業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にある。また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。</li> <li>・農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながるほか、災害時における食料供給の遅れ、復旧・復興の遅れにつながる懸念される。</li> </ul>
5-3	<p>■水道施設の耐震化・老朽化対策（水道施設の整備）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏木地区や平原地区に見受けられる畑地などに布設されている配水管（水道本管）の道路敷地内への布設替えと配水管の老朽化に伴う漏水対策が急務である。</li> <li>・また、未給水地区については、今後早い機会に解消を図り、全町の完全給水を実現することが望ましい。</li> </ul>



**【備えるべき目標】6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

6-2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

対象の事態	脆弱性評価
6-1 6-2	<p><b>■食料・物資等の供給【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用食料や物資等の防災備蓄について、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。また、備蓄を行う品目について、配慮が必要な方のための食糧及び生活物資（流動食、アレルギー食、液体ミルク、オムツなど）の充実を検討する必要がある。</li> <li>・また、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。</li> <li>・災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。</li> </ul>
6-1	<p><b>■エネルギー供給体制の整備【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。また、ガス供給設備の耐震化（例：ガス低圧導管の耐震化等）を進める必要がある。さらに、早期復旧のための体制及び資機材等を整備する必要がある。</li> <li>・昨今のエネルギー政策においては、太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる新たな産業を育てようという動きが始まっている。こうした複数の手段によるエネルギー確保対策は、災害時におけるレジリエンスを高めることにも貢献するものと思われる。</li> </ul>
6-1	<p><b>■緊急輸送道路等の確保【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> </ul>
6-1	<p><b>■企業の事業継続計画（BCP）策定の促進【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては町内経済の停滞につながる恐れがある。</li> <li>・町内事業者に対して、町内における災害リスクに対する正しい知識を習得してもらうとともに、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。</li> </ul>
6-1	<p><b>■事業者への金融支援【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。</li> </ul>
対象の	脆弱性評価

事態	
6-2	<p>■水道施設の耐震化・老朽化対策（水道施設の整備）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏木地区や平原地区に見受けられる畑地などに布設されている配水管（水道本管）の道路敷地内への布設替えと配水管の老朽化に伴う漏水対策が急務である。</li> <li>・ また、未給水地区については、今後早い機会に解消を図り、全町の完全給水を実現することが望ましい。</li> </ul>



**【備えるべき目標】 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 7-1.ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
- 7-2.有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
- 7-3.農地・森林等の被害による国土の荒廃
- 7-4.防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-5.農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生

対象の 事態	脆弱性評価
7-1 7-4	<p>■ 治山治水施設の整備・機能保全【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神流川や複数の支川が流入している本町は、地形が急峻であることから河床勾配も急で、大雨や台風などによる災害を受けやすく、更に戦後まもなく植林された山林が、伐期を過ぎ、荒廃した山々は、保水、洪水調整機能を果たさず、大きな災害を引き起こすおそれがある。今後、さらなる治山・治水対策事業の実施について、国・県に対し、積極的に要望するとともに、国土保全の観点から、森林整備とあわせ森林資源の有効活用を促進する必要がある。</li> <li>・ 台風やゲリラ豪雨による自然災害は、町民の人命・財産の安全を脅かすおそれがある。本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された。このことから、地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより、危険な地域を明らかにし、土砂災害特別警戒区域を中心に、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備や防災計画を進める必要がある。</li> </ul>
7-1 7-3	<p>■ 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（林業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道については、森林の適切な保全、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。H28時点では、28路線、実延長99.87km、舗装率64%の整備率であるが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗堀などの維持管理が必要である。</li> <li>・ 林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、地域の担い手確保のためにも、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要である。</li> </ul>
7-1	<p>■ 緊急輸送道路等の確保【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町における緊急輸送道路は限られているほか、外部から本町へのアクセス路については、山間地を通るがゆえに土砂崩落等による閉塞の可能性が高い状況にあり、救助・救急活動や緊急物資等の輸送に遅れが生じることが懸念される。</li> </ul>

対象の事態	脆弱性評価
7-2	<p>■ 早期の復旧復興（災害廃棄物処理）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。</li> </ul>
7-2	<p>■ 水道施設の耐震化・老朽化対策（水質保全）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の水道を取り巻く環境は、水源の確保、水質の汚染及び施設の老朽化などが懸念され、特に水源においては、通常は清澄であるが、降雨時には一時的に高濁度となる。</li> </ul>
7-3	<p>■ 早期の復旧・復興（農業関連施設の早期復旧）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害により、農地や水路、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制整備が必要である。</li> </ul>
7-3	<p>■ 農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（農業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にある。また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。</li> <li>・ 農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながるほか、災害時における食料供給の遅れ、復旧・復興の遅れにつながる懸念される。</li> </ul>
7-4	<p>■ 風評被害の防止に向けた正確な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風評被害は、地域産業の復旧・復興に遅れをもたらす可能性があることから、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。</li> </ul>

**【備えるべき目標】 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 8-1.大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2.復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8-3.貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-4.被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
- 8-5.後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災

対象の 事態	脆弱性評価
8-1	<p>■早期の復旧復興（災害廃棄物処理）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。</li> </ul>
8-2	<p>■人的支援の受入れ体制の整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら、環境整備に努める必要がある。災害ボランティアの人員が不足した場合、救援・復興が大幅に遅延するおそれがあるため、その受入れ、活動支援体制を整備しておく必要がある。</li> <li>・物資や人員等の受入、被災自治体への派遣等を円滑に行うための受援・応援体制を整備する必要がある。また、自治体や民間団体との防災協定を締結し、実効性を担保する必要がある。</li> </ul>
8-2	<p>■農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（農業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にある。また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。</li> <li>・農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながるほか、災害時における食料供給の遅れ、復旧・復興の遅れにつながる事が懸念される。</li> </ul>
8-2	<p>■農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（林業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道については、森林の適切な保全、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。H28時点では、28路線、実延長99.87km、舗装率64%の整備率であるが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗堀などの維持管理が必要である。</li> <li>・林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、地域の担い手確保のためにも、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要である。</li> </ul>

対象の事態	脆弱性評価
8-2 8-4	<p>■地域産業の振興と移住者の定住の促進（移住者定住促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化が進む中、地域の防災力向上、強靱化を図るうえでは、地域の担い手を確保することが重要である。</li> <li>・ 近年、都市住民のライフスタイルの変化に伴い、自然の中でのゆとりある暮らしや人との触れ合いの大切さを求め、I・Uターンを希望する人々が増えつつあり、本町には毎年僅かながらI・Uターン者の流入者がある。</li> <li>・ 比較的若い世代は概ね神流川森林組合が雇用の受け皿となっているが、収入や就労環境などの問題から離職率も高く、長期の定住につながらない傾向にある。</li> <li>・ また、本町におけるI・Uターン者の受け入れは、空き家所有者の協力による、空き家バンクの開設や町営住宅などの居住の確保、定住対策のための家賃補助などに努めているところであるが、空き家の確保や本町の雇用環境の問題などから、定住化には至らない実態がある。</li> <li>・ このようなことから、I・Uターンなどによる移住希望者の奨励と定住に向けて、空き家の確保と雇用の創出による定住基盤の取り組みの強化を推進していく必要がある。</li> </ul>
8-2 8-3 8-4	<p>■地域コミュニティの強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防・防災等への影響など、集落自治機能の低下が懸念される状況にある。これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要がある。</li> <li>・ さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題である。</li> </ul>
8-3 8-5	<p>■地域産業の振興と移住者の定住の促進（文化財保護対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の文化財は、地域をPRし、観光を主とする産業資産でもあり、災害後の復旧・復興においても重要な役割を果たすものと思われる。</li> <li>・ 文化財については、所有者や地域団体により保存・継承されているものの、過疎や少子高齢化の進行から、現状を維持することが困難な状況となっている。</li> <li>・ これらの貴重な文化財を町の財産として、保護伝承していくことと、文化遺産の町民への啓発に努め、郷土愛の意識の高揚と町の活性化につなげる取り組みとともに、所蔵されている歴史的・文化的な文化財の常設展示などの整備が課題である。</li> <li>・ また、郷土及び行政資料の展示・収蔵方法を点検し、被災を最小限にとどめる必要がある。</li> </ul>

対象の 事態	脆弱性評価
8-4 8-5	<p>■公共施設・住宅等の建築物の耐震化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共施設は、昭和62年から平成3年を中心に整備されてきたところであるが、今後20年のうちに更新時期をむかえる施設もあり、少子高齢化の進行に鑑みて公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要である。</li> <li>・本町では昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規程に適合しない住宅等の建築物も散見される。また、本町では54戸の町営住宅を整備してきたところであるが、老朽化を見据えた維持管理が必要である。</li> </ul>
8-4	<p>■地籍調査推進の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。</li> <li>・本町では、平成16年度から地籍調査に着手し、主に、住宅地周辺の調査を進めているところであるが、過疎化による町不在所有者の増加、高齢化による現地境界の不立会などの課題が発生している。加えて、過疎、高齢化は、立会調査にかかる推進委員の確保の問題へも助長している状況である。</li> <li>・地籍調査の推進については、土地所有者の理解のもと関係機関と協力し、地籍の明確化への認識・意識の向上とともに、更なる啓発を図る必要がある。</li> </ul>



**【備えるべき目標】 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり**

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

9-1.人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

対象の 事態	脆弱性評価
9-1	<p>■要配慮者への支援【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進む本町では、高齢化率が6割を超えており（2021.1.1現在）、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。このため、高齢者等の要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定、整備を推進する必要がある。</li> <li>・支援の人手が不足するなか、高齢者等の要配慮者への避難支援については、「支援する対象者を減らせないか」、「支援してくれる人を増やせないか」といった観点から取り組むしかない。このため、まずは要配慮者においても「自助」としてできる対応、すなわち「支援してくれる人」の確保（同居・別居に限らず自分の「家族」や「親戚・知人」、サービス事業者、ケアマネジャーの助言等、自らが日ごろ持っている資源や人脈、利用しているサービスの活用）を依頼することが重要であり、併せて、町や消防団、自主防災組織、民生児童委員等といった共助・公助による支援体制を整備していく必要がある。</li> <li>・町内には土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設も存在し、当該施設における避難確保計画の策定を推進するほか、計画の実行性を高めるための訓練の実施を推進していく必要がある。</li> </ul>
9-1	<p>■災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保(公共交通の確保)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の公共交通機関は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が事務を執り、本町を含む関係市町村間で代替バスの運行を行っている。しかしながら、自動車保有率増加の影響や人口の減少などによる利用者の減少から、今後の利用促進と活用について対策が求められている。そのほか、町営による福祉バスや社会福祉協議会による有償タクシーの運行を行っているが、運行本数の見直しなどを含めた利用者ニーズへの対策が求められている。</li> <li>・幹線道路から離れた、代替バスが運行していない集落に住む高齢者の足を確保する必要がある。</li> </ul>
9-1	<p>■地域産業の振興と移住者の定住の促進（移住者定住促進）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化が進む中、地域の防災力向上、強靱化を図るうえでは、地域の担い手を確保することが重要である。</li> <li>・近年、都市住民のライフスタイルの変化に伴い、自然の中でのゆとりある暮らしや人との触れ合いの大切さを求め、I・Uターンを希望する人々が増えつつあり、本町には毎年僅かながらI・Uターン者の流入者がある。</li> <li>・比較的若い世代は概ね神流川森林組合が雇用の受け皿となっているが、収入や就労環境などの問題から離職率も高く、長期の定住につながらない傾向にある。</li> <li>・また、本町におけるI・Uターン者の受け入れは、空き家所有者の協力による、空き家バンクの開設や町営住宅などの居住の確保、定住対策のための家賃補助などに努めているところであるが、空き家の確保や本町の雇用環境の問題などから、定住化には至らない実態がある。</li> <li>・このようなことから、I・Uターンなどによる移住希望者の奨励と定住に向けて、空き家の確保と雇用の創出による定住基盤の取り組みの強化を推進していく必要がある。</li> </ul>

対象の事態	脆弱性評価
9-1	<p>■市街地の整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の居住環境は、福祉などの生活基盤を中心とした定住環境を整備してきたほか、近年では、ケーブルテレビやインターネットなどの情報通信の整備により、都市部との生活における、地域間格差の解消を目指してきたところである。災害時に向け、そうした生活基盤を維持する対策、体制が必要である。</li> </ul>
9-1	<p>■農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（農業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にある。また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。</li> <li>・農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながるほか、災害時における食料供給の遅れ、復旧・復興の遅れにつながる事が懸念される。</li> </ul>
9-1	<p>■農業・林業の振興及び従事者の確保と育成（林業）【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道については、森林の適切な保全、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。H28時点では、28路線、実延長99.87km、舗装率64%の整備率であるが、地形が急峻で勾配がきついため、崩落や路面洗堀などの維持管理が必要である。</li> <li>・林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、地域の担い手確保のためにも、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要である。</li> </ul>
9-1	<p>■地域コミュニティの強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防・防災等への影響など、集落自治機能の低下が懸念される状況にある。これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要がある。</li> <li>・さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題である。</li> </ul>
9-1	<p>■地域防災力の向上【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、行政たる公助のみならず、町民による自助・共助を促す取組が必要である。</li> </ul> <p>自助の観点からは、「自らの命は自らで守る」といった認識のもと、地震防災においては家屋の耐震化、家具の固定化等の推進、風水害においては発災前の適切な避難の実施を行ってもらうことが重要である。</p> <p>また、共助の観点からは、災害時における避難支援、救助活動、避難所運営などの応急対応において、消防団、自主防災組織等の組織活動を通じながら、町民が連携して災害を乗り越える体制整備が必要である。</p>

対象の 事態	脆弱性評価
9-1	<p>■ 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災力の向上にあたっては、子供の頃からの学校教育を通じて「自らの命を自らが守る」ことが地域の当たり前の意識、行動として根付かせて行くことが重要である。また、児童・生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけでなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校における防災教育を推進する必要がある。</li> <li>・ 災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要である。このため、町民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。</li> </ul>



---

## 神流町国土強靱化地域計画

2021年3月作成

編集・発行 神流町

---